

議案第 155 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

（宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」  
を加える。

（職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 3 条第 1 項中「範囲内」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用  
職員にあっては、同条第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内）」を加え  
る。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 10 号）の一部を次  
のように改正する。

第 3 条中「地域手当」の次に「の合計額（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に  
掲げる職員にあっては、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第  
12 号）第 26 条第 1 項の規定による報酬の額及び同条第 4 項の規定により当該報酬  
の額に加算して支給される額（同条例第 11 条の 2 の規定の例によるものに限る。）  
の合計額又は同条例第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報酬の額）」を加え

る。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時的任用職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時的任用職員及び同条例第26条に規定する非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「ついでに」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める基準に従い」を加える。

(宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「勤務している職員」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第14条の表中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第15条中「育児短時間勤務をしている職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

(宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部改正)

第7条 宝塚市職員互助会設置に関する条例(昭和42年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「非常勤の職員」を「非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。)」に、「である者」を「を超えるもの」に改める。

(宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

第1条及び第2条中「非常勤の職員」を「非常勤職員」に改める。

(宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第9条 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を「宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に改める。

(宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「非常勤の職員」を「非常勤職員」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削る。

第19条第1項中「及び第22条」を「、第22条及び第27条」に改め、「次条から第20条まで」の次に「の規定及び第27条」を加える。

第25条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会計年度任用職員の給与）」を付し、同条から第29条までを次のように改める。

第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。以下「会計年度任用職員」という。）には、第3条から第23条まで（次条第4項から第6項まで及び第8項から第10項までの規定並びに第27条第3項において準用する場合を除く。）の規定にかかわらず、次条から第30条までの規定の定めるところにより、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

第26条 月額で報酬を定める会計年度任用職員に支給する報酬の額は、別表第5に掲げる月額報酬表によるものとする。

2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前項の月額報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類

の基準となるべき職務の内容は、別表第6に掲げる会計年度任用職員に係る等級別基準職務表によるものとする。

- 3 任命権者は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の職務を前項の規定に基づく基準に従い職務の級のいずれかに格付し、その者の号給（別表第5に掲げるものをいう。）を規則で定める基準に従い定めなければならない。
- 4 月額で報酬を定める会計年度任用職員には、第1項の規定による報酬の額に加算して、第11条の2、第13条、第15条第1項、第2項及び第4項、第15条の2、第16条並びに第18条の規定（第11条の2の規定にあつては1週間の勤務時間が勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超える者（以下「特定勤務時間職員」という。）について、第13条の規定にあつては特定勤務時間職員のうち任命権者が定める者について、それぞれ準用する場合に限る。）の例により算定される金額に相当する額を支給する。この場合において、第11条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額及び附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と、第15条第1項、第2項及び第4項並びに第15条の2中「第17条」とあるのは「第26条第6項において読み替えて準用する第17条」と、第16条第2項及び第3項中「次条」とあるのは「第26条第6項において読み替えて準用する次条」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 第14条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の減額について準用する。この場合において、同条中「第17条」とあるのは、「第26条第6項において読み替えて準用する第17条」と読み替えるものとする。
- 6 第17条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の算定について準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。
- 7 月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員には、期末手当を支給する。
- 8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この

場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9 第22条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員に係る休職中の給与の支給について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額、同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額及び第26条第7項の規定による期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項から第37項までの規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 月額で報酬を定める会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、第12条の規定の例による。

第27条 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、別表第7に掲げる日額報酬表によるものとする。

2 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、別表第7に掲げる日額報酬表による金額を7で除して得た数に、規則で定める数を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員には、第1項又は前項の規定による報酬の額に加算して、第13条、第15条第1項及び第4項、第15条の2、第16条第2項並びに第18条の規定（第13条の規定にあつては、特定勤務時間職員のうち、任命権者が定める者について準用する場合に限る。）の例により算定される金額に相当する額を支給する。この場合において、第15条第1項中「正規の時間」とあるのは、「日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員について別に任命権者が定める勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」

と読み替えるものとする。

- 4 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員が、あらかじめ定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、年次有給休暇を取得する場合その他の任命権者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。この場合において、勤務しない時間1時間当たりの報酬の額は、日額で報酬を定める会計年度任用職員にあつては第1項の規定による報酬の額を1日の勤務時間で除して得た額とし、時間額で報酬を定める会計年度任用職員にあつては第2項の規定による額とする。
- 5 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当は、支給日又は支給日の属する月の前月の末日に在職する者のうち、規則で定める者について支給する。
- 6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に100分の130を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。
- 7 次に掲げる日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員に、通勤に係る費用弁償を支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする者
  - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。次号において同じ。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者
- 8 前項第1号及び第3号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、その者の1日当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額又は1箇月定期券の価額を考慮して、55,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。
- 9 第7項第2号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

(会計年度任用職員の給与の支給)

第28条 前3条の規定による給与は、規則で定める日に支給する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第29条 第24条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与の口座振替)

第30条 会計年度任用職員の給与は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

附則に次の8項を加える。

(会計年度任用職員の報酬に関する特例)

- 35 令和2年4月1日において月額で報酬を定める会計年度任用職員(特定勤務時間職員に限る。)に任用された者のうち、同日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第3条第3項第3号の規定により特別職の職員として任用されていた者で、その者が受ける第26条第1項の規定による報酬の額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額が同日において受けていた宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)に基づく報酬の月額に達しないこととなるもの(別に市長が定める者を除く。)には、その差額に相当する額を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。
- 36 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員について第11条第2項に規定する扶養親族がある場合には、同条第3項及び第4項の規定を準用して算定される金額を超えない範囲内で規則で定める額を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。この場合において、当該会計年度任用職員は、行政職給料表における2級以下の職務にある者に相当するものとして第11条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 37 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員が自ら居住をするため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている場合は、第11条の3第2項を準用して算定される金額(当該額が規則で定める額を超える場合にあつては、当該規則で定める額)を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。
- 38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

39 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の算定に当たっては、第26条第8項の規定による額に、同項の規定において準用する第19条第5項の規定による期末手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額を加算する。

40 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員に係る報酬の額は、第27条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による報酬の額に800円を加算した額を日額とする。

41 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の額は、第27条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による報酬の額の31日分に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

42 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員に係る期末手当については、第27条第5項及び第6項の規定にかかわらず、これを支給しない。

別表に次の3表を加える。

別表第5（第26条関係）

月額報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	122,200	167,800
2	123,300	169,100
3	124,400	170,400
4	125,800	171,600
5	127,100	172,800
6	128,400	174,100
7	129,500	175,400
8	130,900	176,600



9	1 3 2, 2 0 0	1 7 7, 8 0 0
1 0	1 3 3, 5 0 0	1 7 9, 1 0 0
1 1	1 3 4, 8 0 0	1 8 0, 4 0 0
1 2	1 3 6, 2 0 0	1 8 1, 7 0 0
1 3	1 3 7, 7 0 0	1 8 3, 0 0 0
1 4	1 3 9, 0 0 0	1 8 4, 3 0 0
1 5	1 4 0, 3 0 0	1 8 5, 6 0 0
1 6	1 4 1, 8 0 0	1 8 6, 9 0 0
1 7	1 4 3, 4 0 0	1 8 8, 2 0 0
1 8	1 4 4, 8 0 0	1 8 9, 4 0 0
1 9	1 4 6, 2 0 0	1 9 0, 7 0 0
2 0	1 4 7, 7 0 0	1 9 2, 0 0 0
2 1	1 4 9, 2 0 0	1 9 3, 3 0 0
2 2	1 5 0, 6 0 0	1 9 4, 6 0 0
2 3	1 5 2, 0 0 0	1 9 5, 9 0 0
2 4	1 5 4, 2 0 0	1 9 7, 3 0 0
2 5	1 5 6, 2 0 0	1 9 8, 6 0 0
2 6	1 5 8, 2 0 0	1 9 9, 8 0 0
2 7	1 6 0, 2 0 0	2 0 1, 3 0 0
2 8	1 6 1, 5 0 0	2 0 2, 7 0 0
2 9	1 6 2, 8 0 0	2 0 4, 2 0 0
3 0	1 6 4, 1 0 0	2 0 5, 5 0 0
3 1	1 6 5, 4 0 0	2 0 7, 0 0 0
3 2	1 6 6, 6 0 0	2 0 8, 4 0 0
3 3	1 6 7, 9 0 0	2 0 9, 8 0 0
3 4	1 6 9, 2 0 0	2 1 1, 3 0 0
3 5	1 7 0, 5 0 0	2 1 2, 9 0 0
3 6	1 7 1, 8 0 0	2 1 4, 4 0 0
3 7	1 7 3, 0 0 0	2 1 5, 9 0 0

38	174,300	217,400
39	175,600	219,000
40	176,900	220,600
41	178,200	222,200
42	179,400	223,800
43	180,700	225,400
44	182,000	227,000
45	183,300	228,600
46	184,600	230,200
47	185,800	231,800
48	187,000	233,400
49	188,300	234,900
50	189,500	236,400
51	190,700	237,900
52	192,000	239,400
53	193,300	240,800
54	194,500	242,200
55	195,700	243,600
56		245,000
57		246,500
58		247,800
59		249,200
60		250,600
61		251,800
62		253,100
63		254,400
64		255,700
65		257,000
66		258,200

6 7		2 5 9, 4 0 0
6 8		2 6 0, 7 0 0
6 9		2 6 1, 9 0 0
7 0		2 6 3, 1 0 0
7 1		2 6 4, 3 0 0
7 2		2 6 5, 5 0 0
7 3		2 6 6, 7 0 0
7 4		2 6 7, 9 0 0
7 5		2 6 9, 0 0 0
7 6		2 7 0, 2 0 0
7 7		2 7 1, 3 0 0
7 8		2 7 2, 3 0 0
7 9		2 7 3, 4 0 0
8 0		2 7 4, 6 0 0
8 1		2 7 5, 6 0 0
8 2		2 7 6, 6 0 0
8 3		2 7 7, 8 0 0
8 4		2 7 8, 8 0 0
8 5		2 7 9, 8 0 0
8 6		2 8 0, 9 0 0
8 7		2 8 1, 8 0 0
8 8		2 8 2, 6 0 0
8 9		2 8 3, 5 0 0
9 0		2 8 4, 3 0 0
9 1		2 8 5, 0 0 0
9 2		2 8 5, 8 0 0
9 3		2 8 6, 5 0 0
9 4		2 8 7, 1 0 0
9 5		2 8 7, 8 0 0

96		288,400
97		289,000
98		289,700
99		290,300
100		291,000
101		291,600
102		292,200
103		292,800
104		293,400
105		294,000
106		294,600
107		295,200
108		295,800
109		296,400
110		297,000
111		297,600
112		298,200
113		298,800
114		299,400
115		300,000
116		300,600
117		301,200
118		301,800
119		302,400
120		303,000
121		303,600

備考

- この表の規定により難いと認められる職種の報酬月額については、業務の内容及び類似する業務に従事する職種との均衡を考慮し、別に任命権者が定める額と

する。

- 2 採用時における年齢が60歳を超える者の報酬月額は、この表によることなく156,600円とする。ただし、備考1により報酬月額を定める職種については、別に任命権者が定める額とする。

別表第6（第26条関係）

等級別職務基準表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第7（第27条関係）

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,320円
運動指導員	6,720円
保育補助員及び介助員	6,920円
手話通訳者	7,680円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,640円
栄養士	6,920円
管理栄養士及び介護福祉士	7,640円
准看護師	8,420円
看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士	8,940円
保健師	9,350円
看護専任教員補助	11,330円
看護専任教員	12,020円
軽作業員	6,320円
調理補助員	6,410円
調理員	6,720円

重作業員	6,920円
運転手	7,440円
清掃車両運転手	8,010円
清掃作業員及び火葬作業員	10,000円

備考

- 1 勤務日の属する年度の前年度の末日において同一職種での本市での勤務経験年数が2年を超え4年以下の者は日額に200円を、4年を超え6年以下の者は日額に400円を、6年を超え8年以下の者は日額に600円を、8年を超え10年以下の者は日額に800円を、10年を超え12年以下の者は日額に1,000円を、12年を超える者は日額に1,200円を加算した額を日額とする。ただし、本文の規定により難しい場合における勤務経験年数の区分及び日額に係る加算額は、別に任命権者が定める。
- 2 職種区分の欄に職種名がない職種については、業務の内容及びこの表に定める職種で類似する業務に従事するものとの均衡を考慮し、別に任命権者が定める額とする。
- 3 特定の勤務日において、勤務条件の実情により任命権者が特に配慮の必要があると認める場合には、当該勤務条件以外の勤務条件により業務に従事する者との均衡を考慮し、日額に別に任命権者が定める額を加算した額を日額とする。

(宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第12条 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員」を加える。

(宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第13条 宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第14条第2項、第22条及び第23条第1項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

第29条中「第26条」を「第25条」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該会計年度任用職員については、行政職給料表における２級以下の職務にある者に相当するものとして、この条例の規定を適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第１１条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）の規定は、施行日以後の期間において支払うべき事由が生じた会計年度任用職員に係る給与について適用し、施行日前の期間において支払うべき事由が生じた臨時的任用職員又は非常勤職員に係る給与については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号の規定により特別職の職員として任用されていた者で、施行日以後引き続き月額で報酬を定める会計年度任用職員に任用されたものに係る期末手当の算定に当たり新給与条例第２６条第８項の規定により新給与条例第１９条第３項の規定を準用する場合において、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間については、前会計年度において当該特別職の職員として任用されていた期間及び施行日以後に月額で報酬を定める会計年度任用職員として任用された期間を合計した期間を当該在職期間とみなす。

議案第155号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第9号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____ を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>



職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2～4 (略)</p>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第10号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第26条第1項の規定による報酬の額及び同条第4項の規定により当該報酬の額に加算して支給される額(同条例第11条の2の規定の例によるものに限る。))の合計額又は同条例第27条第1項若しくは第2項の規定による報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表 (第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(<u>臨時的任用職員等</u>の勤務時間等)</p> <p>第17条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する<u>臨時的任用職員及び同条例第26条に規定する非常勤職員</u>の勤務時間、休日、休暇等については_____</p> <p>_____、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間等)</p> <p>第17条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日、休暇等については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める基準に従い</u>、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員_____とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員_____とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員及び会計年度任用職員とする。</p>

【別記】

(現行)

第5条第3項	地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28条の5 第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3 年法律第110号)第10条第3項の規定により同 条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を 受けた職員
--------	---	---

(改正案)

第5条第3項	地方公務員法 _____ _____ 第28条の5 第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3 年法律第110号)第10条第3項の規定により同 条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を 受けた職員
--------	---	---

宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第11号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条_____に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

宝塚市職員互助会設置に関する条例(昭和42年条例第9号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で次の各号のいずれかに該当するもの(以下「会員」という。)をもって組織する。ただし、別個の厚生制度に加入する教職員及び臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>非常勤の職員</u></p> <hr/> <p>_____で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和29年規則第2号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3である者_____及び市長がこれに準ずると認める者</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で次の各号のいずれかに該当するもの(以下「会員」という。)をもって組織する。ただし、別個の厚生制度に加入する教職員及び臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。)</u>で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和29年規則第2号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えるもの及び市長がこれに準ずると認める者</p>

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)新旧対照表(第8条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他<u>非常勤の職員</u>に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって議会の議員その他<u>非常勤の職員</u>及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の<u>非常勤の職員</u>(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他<u>非常勤職員</u>に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって議会の議員その他<u>非常勤職員</u>及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の<u>非常勤職員</u>(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>



宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例(平成3年条例第7号)新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</u>(昭和43年条例第3号)第2条に規定する職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例</u>(昭和43年条例第3号)第2条に規定する職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧  
 対照表(第10条による改正関係)

現行			改正案		
別表(第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
上記以外の非常勤の職員	(略)	(略)	上記以外の非常勤職員	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第11条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給料表) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p><u>5 常勤嘱託職員の給与については、他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める。</u></p> <p>(期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条まで及び第22条 _____並びに附則第24項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第20条まで _____においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、特別の事由があるときは、任命権者の定める日とすることができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(<u>臨時的任用職員の給与</u>) 第25条 <u>臨時的に任用される職員(1週間の勤務時間が給料表の適用を受ける職員の1週間の勤務時間の4分の3を超える者に限る。以下「臨時的任用職員」という。)には、第3条から前条までの規定にかかわらず、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>臨時的任用職員に支給する給料の日額は、20,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u></p> <p>3 <u>臨時的任用職員が、あらかじめ定められた勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)の全部又は一部について勤務しないときは、年次有給休暇等特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間に係る給料は、支給しない。この場合において、勤務しない時間1時間当たりの給料額は、給料の日額を1日の勤務時間で除して得た額とする。</u></p> <p>4 <u>所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、命ぜられて勤務した全時間に対して、第15条第1項、</u></p>	<p>(給料表) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条まで、<u>第22条及び第27条</u>並びに附則第24項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第20条までの<u>規定及び第27条</u>においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、特別の事由があるときは、任命権者の定める日とすることができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>) 第25条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。以下「会計年度任用職員」という。)には、第3条から第23条まで(次条第4項から第6項まで及び第8項から第10項までの規定並びに第27条第3項において準用する場合を除く。)の規定にかかわらず、次条から第30条までの規定の定めるところにより、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。</u></p>

第2項及び第4項の規定の例により時間外勤務手当を支給する。

- 5 休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、命ぜられて勤務した全時間に対して、第16条第2項の規定の例により休日勤務手当を支給する。
- 6 宿日直勤務を命ぜられた臨時的任用職員には、その勤務1回につき、第18条の規定の例により宿日直手当を支給する。
- 7 次に掲げる臨時的任用職員に、通勤手当を支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする臨時的任用職員
  - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である臨時的任用職員以外の者であつて、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。次号において同じ。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員
- 8 前項第1号及び第3号に掲げる臨時的任用職員に支給する通勤手当の額は、その者の1日当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額又は1箇月定期券の価額を考慮して、55,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。
- 9 第7項第2号に掲げる臨時的任用職員に支給する通勤手当の額は、自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。
- 10 支給日に在職する臨時的任用職員で規則で定めるものに対して、規則で定めるところにより給料の日額の日額31日分に相当する額を超えない範囲内の額の期末手当を支給する。
- 11 支給日の属する月の前月の末日に在職し、支給日に在職しない臨時的任用職員のうち規則で定めるものについても、前項と同様とする。

(非常勤職員の給与)

第26条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)には、第3条から前条までの規定にかかわら

第26条 月額で報酬を定める会計年度任用職員に支給する報酬の額は、別表第5に掲げる月額報酬表によるものとする。

ず、報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 前条第2項の規定は非常勤職員の報酬の日額について、同条第3項の規定は非常勤職員の報酬の減額について、同条第4項から第6項までの規定は非常勤職員の報酬の加算額の算出について、同条第7項から第9項までの規定は非常勤職員の通勤に係る費用弁償について準用する。

- 2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前項の月額報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に掲げる会計年度任用職員に係る等級別基準職務表によるものとする。

- 3 任命権者は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の職務を前項の規定に基づく基準に従い職務の級のいずれかに格付し、その者の号給(別表第5に掲げるものをいう。)を規則で定める基準に従い定めなければならない。

- 4 月額で報酬を定める会計年度任用職員には、第1項の規定による報酬の額に加算して、第11条の2、第13条、第15条第1項、第2項及び第4項、第15条の2、第16条並びに第18条の規定(第11条の2の規定にあっては1週間の勤務時間が勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超える者(以下「特定勤務時間職員」という。)について、第13条の規定にあっては特定勤務時間職員のうち任命権者が定める者について、それぞれ準用する場合に限る。)の例により算定される金額に相当する額を支給する。この場合において、第11条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額及び附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と、第15条第1項、第2項及び第4項並びに第15条の2中「第17条」とあるのは「第26条第6項において読み替えて準用する第17条」と、第16条第2項及び第3項中「次条」とあるのは「第26条第6項において読み替えて準用する次条」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 5 第14条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の減額について準用する。この場合において、同条中「第17条」とあるのは、「第26条第6項において読み替えて準用する第17条」と読み替えるものとする。

- 6 第17条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の算定について準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対す

る地域手当の月額合計額」とあるのは、「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

7 月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員には、期末手当を支給する。

8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9 第22条の規定は、月額で報酬を定める会計年度任用職員に係る休職中の給与の支給について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額、同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額及び第26条第7項の規定による期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項から第37項までの規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 月額で報酬を定める会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、第12条の規定の例による。

(臨時的任用職員等の給与の支給)

第27条 前2条に規定する給与は、規則で定める日に支給する。

第27条 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、別表第7に掲げる日額報酬表によるものとする。

2 時間額で報酬を定める会計年度任用職員

の報酬の額は、別表第7に掲げる日額報酬表による金額を7で除して得た数に、規則で定める数を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員には、第1項又は前項の規定による報酬の額に加算して、第13条、第15条第1項及び第4項、第15条の2、第16条第2項並びに第18条の規定(第13条の規定にあつては、特定勤務時間職員のうち、任命権者が定める者について準用する場合に限る。)の例により算定される金額に相当する額を支給する。この場合において、第15条第1項中「正規の時間」とあるのは、「日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員について別に任命権者が定める勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

4 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員が、あらかじめ定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、年次有給休暇を取得する場合その他の任命権者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。この場合において、勤務しない時間1時間当たりの報酬の額は、日額で報酬を定める会計年度任用職員にあつては第1項の規定により適用される報酬の額を1日の勤務時間で除して得た額とし、時間額で報酬を定める会計年度任用職員にあつては第2項の規定による額とする。

5 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当は、支給日又は支給日の属する月の前月の末日に在職する者のうち、規則で定める者について支給する。

6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に100分の130を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

7 次に掲げる日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員に、通勤に係る費用弁償を支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする者

(2) 通勤のため自動車等を使用すること

(臨時的任用職員等の給与からの控除)

第28条 臨時的任用職員及び非常勤職員の給与を支給する際、登録を受けた職員団体の団体費については、その給与から控除することができる。

(臨時的任用職員等の給与の口座振替)

第29条 臨時的任用職員及び非常勤職員の給与は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(委任)

第30条 (略)

附 則

を常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。次号において同じ。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者

8 前項第1号及び第3号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、その者の1日当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額又は1箇月定期券の価額を考慮して、55,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

9 第7項第2号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

(会計年度任用職員の給与の支給)

第28条 前3条の規定による給与は、規則で定める日に支給する。

(会計年度任用職員等の給与からの控除)

第29条 第24条の規定は、会計年度任用職員等の給与からの控除について準用する。

(会計年度任用職員等の給与の口座振替)

第30条 会計年度任用職員の給与は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(委任)

第31条 (略)

附 則

(会計年度任用職員の報酬に関する特例)

35 令和2年4月1日において月額で報酬を定める会計年度任用職員(特定勤務時間職員に限る。)に任用された者のうち、同日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第3条第3項第3号の規定により特別職の職員として任用されていた者で、その者が受ける第26条第1項の規定による報酬の額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額が同日において受けていた宝塚市特別職の職員で非常勤のもの



の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)に基づく報酬の月額に達しないこととなるもの(別に市長が定める者を除く。)には、その差額に相当する額を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。

36 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員について第11条第2項に規定する扶養親族がある場合には、同条第3項及び第4項の規定を準用して算定される金額を超えない範囲内で規則で定める額を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。この場合において、当該会計年度任用職員は、行政職給料表における2級以下の職務にある者に相当するものとして第11条第3項及び第4項の規定を適用する。

37 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員が自ら居住をするため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている場合は、第11条の3第2項を準用して算定される金額(当該額が規則で定める額を超える場合にあっては、当該規則で定める額)を第26条第1項の規定による報酬の額に加算して支給する。

38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

39 規則で定める期間において、月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の算定に当たっては、第26条第8項の規定による額に、同項の規定において準用する第19条第5項の規定による期末手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額を加算する。

40 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員に係る報酬の額は、第27条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による報酬の額に800円を加算した額を日額とする。

41 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

の間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の額は、第27条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による報酬の額の31日分に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

42 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員に係る期末手当については、第27条第5項及び第6項の規定にかかわらず、これを支給しない。

別表第5（第26条関係）

（略）

別表第6（第26条関係）

（略）

別表第7（第27条関係）

（略）

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表(第12条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____</p> <p>_____に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>	<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員</u>に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>

宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)新旧対照表(第13条による改正関係)

現行	改正案
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>一に</u> <u>該当する場合には、当該各号に掲げる者</u> に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項第3号の急行料金は、次の各号の<u>一に</u> <u>該当する場合に限り支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(市内及び近接地内旅行の旅費)</p> <p>第22条 市内及び市の近接地で、規則で定める地域内(以下「近接地」という。)における旅行については、次の各号の<u>一に</u> <u>該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(市内及び近接地以外の同一地内旅行の旅費)</p> <p>第23条 市内及び近接地以外の同一地域内における旅行(日当が支給される旅行に限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号の<u>一に</u> <u>該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第29条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第26条に規定する<u>非常勤職員</u> <u>が出張した場合には、当該非常勤職員</u> に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>いずれかに</u> <u>該当する場合には、当該各号に掲げる者</u> に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項第3号の急行料金は、次の各号の<u>いずれかに</u> <u>該当する場合に限り支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(市内及び近接地内旅行の旅費)</p> <p>第22条 市内及び市の近接地で、規則で定める地域内(以下「近接地」という。)における旅行については、次の各号の<u>いずれかに</u> <u>該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(市内及び近接地以外の同一地内旅行の旅費)</p> <p>第23条 市内及び近接地以外の同一地域内における旅行(日当が支給される旅行に限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u> <u>該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第29条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第25条に規定する<u>会計年度任用職員</u> <u>が出張した場合には、当該会計年度任用職員</u> に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。<u>この場合において、当該会計年度任用職員については、行政職給料表における2級以下の職務にある者に相当するものとして、この条例の規定を適用する。</u></p>



議案第156号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第156号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>



議案第157号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例  
第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

（1回） 15,500円

」

を

「

（1回） 15,500円。ただし、  
投票所の開閉時間、職員の従事状況等  
を勘案して選挙管理委員会が必要があ  
ると認めるときは、選挙管理委員会が  
市長と協議して予算の範囲内で選挙管  
理委員会が定める額

」

に、

「

(1回) 13,300円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上13,300円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額

」

を

「

(1回) 13,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額

」

に改め、同表投票事務又は開票事務の従事者の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表投票事務又は開票事務の従事者の項を削る改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第157号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
投票所の投票管理者	(1回) 15,500円	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,300円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上13,300円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
投票事務又は開票事務の従事者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の規定に基づく投票所経費等の積算単価による額に、その者の職務に応じ市長と協議の上予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額を加算した額	1級旅費相当額

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
投票所の投票管理者	(1回) 15,500円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額

議案第158号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第158号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>

議案第 159 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 別紙1添付

別表第3 消防職給料表昇格時号給対応表（その2）の部中

「

122			94
123			95
124			96
125			97
126			99
127			101
128			103

」

を

「

1 2 2			9 5
1 2 3			9 7
1 2 4			9 9
1 2 5			1 0 1
1 2 6			1 0 2
1 2 7			1 0 3
1 2 8			1 0 4

」

に改め、同表医療職給料表（二）昇格時号給対応表（その4）の部中

「

5 0	4 3
5 1	4 5
5 2	4 7
5 3	4 9
5 4	5 0
5 5	5 1
5 6	5 2
5 7	5 3
5 8	5 4
5 9	5 5
6 0	5 6
6 1	5 7
6 2	5 7
6 3	5 8
6 4	5 8
6 5	5 9
6 6	5 9
6 7	6 0

」



を

「

5 0	4 2
5 1	4 3
5 2	4 4
5 3	4 5
5 4	4 6
5 5	4 7
5 6	4 8
5 7	4 9
5 8	5 0
5 9	5 1
6 0	5 2
6 1	5 3
6 2	5 4
6 3	5 5
6 4	5 6
6 5	5 7
6 6	5 8
6 7	5 9

」

に、

「

1 1 0		1 0 2
1 1 1		1 0 3
1 1 2		1 0 4
1 1 3		1 0 5
1 1 4		1 0 7
1 1 5		1 0 9

1 1 6		1 1 1
1 1 7		1 1 3
1 1 8		1 1 4
1 1 9		1 1 5
1 2 0		1 1 6
1 2 1		1 1 7
1 2 2		1 1 8
1 2 3		1 1 9
1 2 4		1 2 0
1 2 5		1 2 1
1 2 6		1 2 3
1 2 7		1 2 5
1 2 8		1 2 7
1 2 9		1 2 9
1 3 0		1 3 1
1 3 1		1 3 3
1 3 2		1 3 5

」

を

「

1 1 0		1 0 3
1 1 1		1 0 5
1 1 2		1 0 7
1 1 3		1 0 9
1 1 4		1 1 0
1 1 5		1 1 1
1 1 6		1 1 2
1 1 7		1 1 3
1 1 8		1 1 4

1 1 9		1 1 5
1 2 0		1 1 6
1 2 1		1 1 7
1 2 2		1 1 9
1 2 3		1 2 1
1 2 4		1 2 3
1 2 5		1 2 5
1 2 6		1 2 7
1 2 7		1 2 9
1 2 8		1 3 1
1 2 9		1 3 3
1 3 0		1 3 4
1 3 1		1 3 5
1 3 2		1 3 6

」

に改める。

第2条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 別紙2添付

別表第2行政職給料表級別標準職務表（その1）の部中

「

係長若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務
副課長の職務又はこれに相当する職務
課長の職務又はこれに相当する職務

」

を

「

主任の職務又はこれに相当する職務
------------------

係長の職務又はこれに相当する職務
課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務

に改め、同表消防職給料表級別標準職務表（その２）の部中

消防司令の階級にあるもののうち係長の職務又は消防司令補の階級にあるもののうち高度の知識及び経験を必要とする主任の職務
消防司令の階級にあるもののうち管制司令及び副課長の職務
消防司令長の階級にあるものの職務

を

消防司令補の階級にある者のうち高度の知識及び経験を必要とする主任の職務
消防司令の階級にある者のうち係長の職務
消防司令長の階級にある者の職務又は消防司令の階級にある者のうち管制司令及び副課長の職務

に改める。

別表第３行政職給料表昇格時号給対応表（その１）の部を次のように改める。

別表第３（第６条関係）行政職給料表昇格時号給対応表（その１） 別紙３添付

別表第３行政職給料表昇格時号給対応表（その１の２）の部を削り、同表消防職給料表昇格時号給対応表（その２）の部を次のように改める。

別表第３（第６条関係）消防職給料表昇格時号給対応表（その２） 別紙４添付

（宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第３条 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中(12)の項を削り、(13)の項を(12)の項とする。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第3条から第8条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第20条第3項の改正規定を除く。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（第20条第3項の改正規定に限る。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（職務の級の切替え）

第3条 令和2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

第4条 切替日の前日において第2条の規定による改正前の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替日前の異動者等の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、市長は、必要な調整を行うことができる。

（職務の級等の基礎）

第6条 附則第3条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、旧条例の規定に従って定められたものでなければならない。

(職務の級等の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認める場合は、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認める場合は、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

行政職6級以上、消防職6級及び医療職(一)3級の職務にあるもの並びにこれらに相当する者
行政職5級又は4級、消防職5級又は4級、医療職(一)2級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職(二)4級の職務にある者並びにこれらに相当する者
行政職3級、消防職3級、医療職(一)2級のうち医長及び医療職(二)3級の職務にある者並びにこ

れらに相当する者

を

行政職 6 級以上、消防職 6 級及び医療職（一） 3 級の職務にある者並びにこれらに相当する者

行政職 5 級、消防職 5 級、医療職（一） 2 級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職（二） 4 級の職務にある者並びにこれらに相当する者

行政職 4 級又は 3 級、消防職 4 級又は 3 級、医療職（一） 2 級のうち医長及び医療職（二） 3 級の職務にある者並びにこれらに相当する者

に改める。

附則別表第 1

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級（主任の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	3 級
	3 級（係長の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	4 級
	4 級	5 級
	5 級	
	6 級	6 級

	7級	7級
消防職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級（主任の職務の者に限る。）	3級
	3級（係長の職務の者に限る。）	4級
	4級	5級
	5級	
	6級	6級

附則別表第2

行政職号給切替表

旧号給	新級							
	1級	2級	3級	4級	5級 (旧級が4級の者)	5級 (旧級が5級の者)	6級	7級
1	1	1	9	1	1	1	1	1
2	1	2	9	1	1	2	2	2
3	1	3	9	1	1	3	3	3
4	1	4	9	1	1	4	4	4
5	1	5	9	1	1	5	5	5
6	1	6	9	1	1	6	6	6
7	1	7	9	1	1	7	7	7
8	1	8	9	1	1	8	8	8
9	1	9	9	1	1	9	9	9
10	1	10	9	1	1	10	10	10
11	1	11	9	1	1	11	11	11



1 2	1	1 2	9	1	1	1 2	1 2	1 2
1 3	1	1 3	9	1	1	1 3	1 3	1 3
1 4	2	1 4	1 0	2	1	1 4	1 4	1 4
1 5	3	1 5	1 1	3	1	1 5	1 5	1 5
1 6	4	1 6	1 2	4	2	1 6	1 6	1 6
1 7	5	1 7	1 3	5	3	1 7	1 7	1 7
1 8	6	1 8	1 4	6	4	1 8	1 8	1 8
1 9	7	1 9	1 5	7	5	1 9	1 9	1 9
2 0	8	2 0	1 6	8	6	2 0	2 0	2 0
2 1	9	2 1	1 7	9	7	2 1	2 1	2 1
2 2	1 0	2 2	1 8	1 0	8	2 2	2 2	2 2
2 3	1 1	2 3	1 9	1 1	9	2 3	2 3	2 3
2 4	1 2	2 4	2 0	1 2	1 0	2 4	2 4	2 4
2 5	1 3	2 5	2 1	1 3	1 1	2 5	2 5	2 5
2 6	1 4	2 6	2 2	1 4	1 2	2 6	2 6	2 6
2 7	1 5	2 7	2 3	1 5	1 3	2 7	2 7	2 7
2 8	1 6	2 8	2 4	1 6	1 4	2 8	2 8	2 8
2 9	1 7	2 9	2 5	1 7	1 5	2 9	2 9	2 9
3 0	1 8	3 0	2 6	1 8	1 6	3 0	3 0	3 0
3 1	1 9	3 1	2 7	1 9	1 7	3 1	3 1	3 1
3 2	2 0	3 2	2 8	2 0	1 8	3 2	3 2	3 2
3 3	2 1	3 3	2 9	2 1	1 8	3 3	3 3	3 3
3 4	2 2	3 4	3 0	2 2	1 9	3 4	3 4	3 4
3 5	2 3	3 5	3 1	2 3	2 0	3 5	3 5	3 5
3 6	2 4	3 6	3 2	2 4	2 1	3 6	3 6	3 6
3 7	2 5	3 7	3 3	2 5	2 2	3 7	3 7	3 7
3 8	2 6	3 8	3 4	2 6	2 3	3 8	3 8	3 8
3 9	2 7	3 9	3 5	2 7	2 4	3 9	3 9	3 9
4 0	2 8	4 0	3 6	2 8	2 5	4 0	4 0	4 0

4 1	2 9	4 1	3 7	2 9	2 6	4 1	4 1	4 1
4 2	3 0	4 2	3 8	3 0	2 6	4 2	4 2	4 2
4 3	3 1	4 3	3 9	3 1	2 7	4 3	4 3	4 3
4 4	3 2	4 4	4 0	3 2	2 8	4 4	4 4	4 4
4 5	3 3	4 5	4 1	3 3	2 9	4 5	4 5	4 5
4 6	3 4	4 6	4 2	3 4	3 0	4 6	4 6	4 6
4 7	3 5	4 7	4 3	3 5	3 0	4 7	4 7	4 7
4 8	3 6	4 8	4 4	3 6	3 1	4 8	4 8	4 8
4 9	3 7	4 9	4 5	3 7	3 2	4 9	4 9	4 9
5 0	3 8	5 0	4 6	3 8	3 3	5 0	5 0	5 0
5 1	3 9	5 1	4 7	3 9	3 3	5 1	5 1	5 1
5 2	4 0	5 2	4 8	4 0	3 4	5 2	5 2	5 2
5 3	4 1	5 3	4 9	4 1	3 5	5 3	5 3	5 3
5 4	4 2	5 4	5 0	4 2	3 6	5 4	5 4	5 4
5 5	4 3	5 5	5 1	4 3	3 6	5 5	5 5	5 5
5 6	4 4	5 6	5 2	4 4	3 7	5 6	5 6	5 6
5 7	4 5	5 7	5 3	4 5	3 8	5 7	5 7	5 7
5 8	4 6	5 8	5 4	4 6	3 9	5 8	5 8	5 8
5 9	4 7	5 9	5 5	4 7	3 9	5 9	5 9	5 9
6 0	4 8	6 0	5 6	4 8	4 0	6 0	6 0	6 0
6 1	4 9	6 1	5 7	4 9	4 1	6 1	6 1	6 1
6 2	5 0	6 2	5 8	5 0	4 2	6 2	6 2	6 2
6 3	5 1	6 3	5 9	5 1	4 2	6 3	6 3	6 3
6 4	5 2	6 4	6 0	5 2	4 3	6 4	6 4	6 4
6 5	5 3	6 5	6 1	5 3	4 4	6 5	6 5	6 5
6 6	5 4	6 6	6 2	5 4	4 5	6 6	6 6	6 6
6 7	5 5	6 7	6 3	5 5	4 6	6 7	6 7	6 7
6 8	5 6	6 8	6 4	5 6	4 7	6 8	6 8	6 8
6 9	5 7	6 9	6 5	5 7	4 8	6 9	6 9	6 9

7 0	5 8	7 0	6 6	5 8	4 9	7 0	7 0	7 0
7 1	5 9	7 1	6 7	5 9	5 0	7 1	7 1	7 1
7 2	6 0	7 2	6 8	6 0	5 0	7 2	7 2	7 2
7 3	6 1	7 3	6 9	6 1	5 1	7 3	7 3	7 3
7 4	6 2	7 4	7 0	6 2	5 2	7 4	7 4	7 4
7 5	6 3	7 5	7 1	6 3	5 2	7 5	7 5	7 5
7 6	6 4	7 6	7 2	6 4	5 3	7 6	7 6	7 6
7 7	6 5	7 7	7 3	6 5	5 4	7 7	7 7	7 7
7 8		7 8	7 4	6 6	5 4	7 8		
7 9		7 9	7 5	6 7	5 5	7 9		
8 0		8 0	7 6	6 8	5 5	8 0		
8 1		8 1	7 7	6 9	5 6	8 1		
8 2		8 2	7 8	7 0	5 6	8 2		
8 3		8 3	7 9	7 1	5 7	8 3		
8 4		8 4	8 0	7 2	5 8	8 4		
8 5		8 5	8 1	7 3	5 8	8 5		
8 6		8 6	8 2	7 4	5 9	8 6		
8 7		8 7	8 3	7 5	6 0	8 7		
8 8		8 8	8 4	7 6	6 0	8 8		
8 9		8 9	8 5	7 7	6 1	8 9		
9 0		9 0	8 6	7 8	6 2	9 0		
9 1			8 7	7 9	6 2	9 1		
9 2			8 8	8 0	6 3	9 2		
9 3			8 9	8 1	6 4	9 3		
9 4			9 0	8 2	6 4	9 4		
9 5			9 1	8 3	6 5	9 5		
9 6			9 2	8 4	6 5	9 6		
9 7			9 3	8 5	6 6	9 7		
9 8			9 4	8 6				

9 9			9 5	8 7				
1 0 0			9 6	8 8				
1 0 1			9 7	8 9				
1 0 2			9 8	9 0				
1 0 3			9 9	9 1				
1 0 4			1 0 0	9 2				
1 0 5			1 0 1	9 3				
1 0 6			1 0 2	9 4				
1 0 7			1 0 3	9 5				
1 0 8			1 0 4	9 6				
1 0 9			1 0 5	9 7				
1 1 0			1 0 6	9 8				
1 1 1			1 0 7	9 9				
1 1 2			1 0 8	1 0 0				
1 1 3			1 0 9	1 0 1				
1 1 4			1 1 0	1 0 2				
1 1 5			1 1 1	1 0 3				
1 1 6			1 1 2	1 0 4				
1 1 7			1 1 3	1 0 5				
1 1 8			1 1 4	1 0 6				
1 1 9			1 1 5	1 0 7				
1 2 0			1 1 6	1 0 8				
1 2 1			1 1 7	1 0 9				
1 2 2			1 1 8	1 1 0				
1 2 3			1 1 9	1 1 1				
1 2 4			1 2 0	1 1 2				
1 2 5			1 2 1	1 1 3				
1 2 6			1 2 2	1 1 4				
1 2 7			1 2 3	1 1 5				

1 2 8			1 2 4	1 1 6				
1 2 9			1 2 5	1 1 7				
1 3 0			1 2 5	1 1 8				
1 3 1			1 2 5	1 1 9				
1 3 2			1 2 5	1 2 0				
1 3 3			1 2 5	1 2 1				
1 3 4			1 2 5	1 2 2				
1 3 5			1 2 5	1 2 3				
1 3 6			1 2 5	1 2 4				
1 3 7			1 2 5	1 2 5				
1 3 8			1 2 5	1 2 5				
1 3 9			1 2 5	1 2 5				
1 4 0			1 2 5	1 2 5				
1 4 1			1 2 5	1 2 5				
1 4 2			1 2 5	1 2 5				
1 4 3			1 2 5	1 2 5				
1 4 4			1 2 5	1 2 5				

消防職号給切替表

旧号給	新級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級 (旧級が 4 級の 者)	5 級 (旧級が 5 級の 者)	6 級
1	1	1	5	3	1	1	1
2	2	2	6	4	1	2	2
3	3	3	6	5	1	3	3
4	4	4	7	6	1	4	4
5	5	5	7	7	1	5	5

6	6	6	8	8	1	6	6
7	7	7	8	9	2	7	7
8	8	8	9	10	3	8	8
9	9	9	9	11	4	9	9
10	10	10	10	12	5	10	10
11	11	11	11	13	6	11	11
12	12	12	12	14	7	12	12
13	13	13	13	15	8	13	13
14	14	14	14	16	9	14	14
15	15	15	15	17	10	15	15
16	16	16	16	18	11	16	16
17	17	17	17	19	12	17	17
18	18	18	18	20	13	18	18
19	19	19	19	21	14	19	19
20	20	20	20	22	15	20	20
21	21	21	21	23	16	21	21
22	22	22	22	24	17	22	22
23	23	23	23	25	18	23	23
24	24	24	24	26	19	24	24
25	25	25	25	27	20	25	25
26	26	26	26	28	20	26	26
27	27	27	27	29	21	27	27
28	28	28	28	30	22	28	28
29	29	29	29	31	23	29	29
30	30	30	30	32	24	30	30
31	31	31	31	33	25	31	31
32	32	32	32	34	26	32	32
33	33	33	33	35	27	33	33
34	34	34	34	36	28	34	34

3 5	3 5	3 5	3 5	3 7	2 9	3 5	3 5
3 6	3 6	3 6	3 6	3 8	3 0	3 6	3 6
3 7	3 7	3 7	3 7	3 9	3 1	3 7	3 7
3 8	3 8	3 8	3 8	4 0	3 2	3 8	3 8
3 9	3 9	3 9	3 9	4 1	3 3	3 9	3 9
4 0	4 0	4 0	4 0	4 2	3 4	4 0	4 0
4 1	4 1	4 1	4 1	4 3	3 5	4 1	4 1
4 2	4 2	4 2	4 2	4 4	3 6	4 2	4 2
4 3	4 3	4 3	4 3	4 5	3 7	4 3	4 3
4 4	4 4	4 4	4 4	4 6	3 8	4 4	4 4
4 5	4 5	4 5	4 5	4 7	3 9	4 5	4 5
4 6	4 6	4 6	4 6	4 8	4 0	4 6	4 6
4 7	4 7	4 7	4 7	4 9	4 1	4 7	4 7
4 8	4 8	4 8	4 8	5 0	4 2	4 8	4 8
4 9	4 9	4 9	4 9	5 1	4 3	4 9	4 9
5 0	5 0	5 0	5 0	5 2	4 3	5 0	5 0
5 1	5 1	5 1	5 1	5 3	4 4	5 1	5 1
5 2	5 2	5 2	5 2	5 4	4 5	5 2	5 2
5 3	5 3	5 3	5 3	5 5	4 6	5 3	5 3
5 4	5 4	5 4	5 4	5 6	4 7	5 4	5 4
5 5	5 5	5 5	5 5	5 7	4 8	5 5	5 5
5 6	5 6	5 6	5 6	5 8	4 9	5 6	5 6
5 7	5 7	5 7	5 7	5 9	5 0	5 7	5 7
5 8	5 8	5 8	5 8	6 0	5 1	5 8	5 8
5 9	5 9	5 9	5 9	6 1	5 1	5 9	5 9
6 0	6 0	6 0	6 0	6 2	5 2	6 0	6 0
6 1	6 1	6 1	6 1	6 3	5 3	6 1	6 1
6 2	6 2	6 2	6 2	6 4	5 4	6 2	6 2
6 3	6 3	6 3	6 3	6 5	5 5	6 3	6 3

6 4	6 4	6 4	6 4	6 6	5 5	6 4	6 4
6 5	6 5	6 5	6 5	6 7	5 6	6 5	6 5
6 6	6 6	6 6	6 6	6 8	5 7	6 6	6 6
6 7	6 7	6 7	6 7	6 9	5 8	6 7	6 7
6 8	6 8	6 8	6 8	7 0	5 8	6 8	6 8
6 9	6 9	6 9	6 9	7 1	5 9	6 9	6 9
7 0	7 0	7 0	7 0	7 2	6 0	7 0	7 0
7 1	7 1	7 1	7 1	7 3	6 1	7 1	7 1
7 2	7 2	7 2	7 2	7 4	6 1	7 2	7 2
7 3	7 3	7 3	7 3	7 5	6 2	7 3	7 3
7 4	7 4	7 4	7 4	7 6	6 3	7 4	7 4
7 5	7 5	7 5	7 5	7 7	6 4	7 5	7 5
7 6	7 6	7 6	7 6	7 8	6 4	7 6	7 6
7 7	7 7	7 7	7 7	7 9	6 5	7 7	7 7
7 8	7 8	7 8	7 8	8 0	6 6	7 8	7 8
7 9	7 9	7 9	7 9	8 1	6 7	7 9	7 9
8 0	8 0	8 0	8 0	8 2	6 7	8 0	8 0
8 1	8 1	8 1	8 1	8 3	6 8	8 1	8 1
8 2	8 2	8 2	8 2	8 4	6 9	8 2	8 2
8 3	8 3	8 3	8 3	8 5	7 0	8 3	8 3
8 4	8 4	8 4	8 4	8 6	7 1	8 4	8 4
8 5	8 5	8 5	8 5	8 7	7 2	8 5	8 5
8 6	8 6	8 6	8 6	8 8	7 3	8 6	
8 7	8 7	8 7	8 7	8 9	7 4	8 7	
8 8	8 8	8 8	8 8	9 0	7 5	8 8	
8 9	8 9	8 9	8 9	9 1	7 5	8 9	
9 0	9 0	9 0	9 0	9 2	7 6	9 0	
9 1	9 1	9 1	9 1	9 3	7 7	9 1	
9 2	9 2	9 2	9 2	9 4	7 7	9 2	



9 3	9 3	9 3	9 3	9 5	7 8	9 3	
9 4	9 4	9 4	9 4	9 6	7 9	9 4	
9 5	9 5	9 5	9 5	9 7	7 9	9 5	
9 6	9 6	9 6	9 6	9 8	8 0	9 6	
9 7	9 7	9 7	9 7	9 9	8 0	9 7	
9 8	9 8	9 8	9 8	1 0 0	8 1	9 8	
9 9	9 9	9 9	9 9	1 0 1	8 1	9 9	
1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 2	8 2	1 0 0	
1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 3	8 3	1 0 1	
1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 4	8 3	1 0 2	
1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 5	8 4	1 0 3	
1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 6	8 5	1 0 4	
1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 7	8 5	1 0 5	
1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 8	8 6	1 0 6	
1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 9	8 7	1 0 7	
1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 1 0	8 7	1 0 8	
1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 1 1	8 8	1 0 9	
1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 2	8 9	1 1 0	
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 3	8 9	1 1 1	
1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 4	9 0	1 1 2	
1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 5	9 0	1 1 3	
1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 6	9 1	1 1 4	
1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 7	9 2	1 1 5	
1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 8	9 2	1 1 6	
1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 9	9 3	1 1 7	
1 1 8		1 1 8	1 1 8	1 2 0			
1 1 9		1 1 9	1 1 9	1 2 1			
1 2 0		1 2 0	1 2 0	1 2 2			
1 2 1		1 2 1	1 2 1	1 2 3			

1 2 2			1 2 2	1 2 4			
1 2 3			1 2 3	1 2 5			
1 2 4			1 2 4	1 2 6			
1 2 5			1 2 5	1 2 7			
1 2 6			1 2 6	1 2 8			
1 2 7			1 2 7	1 2 9			
1 2 8			1 2 8	1 3 0			
1 2 9			1 2 9	1 3 1			
1 3 0			1 3 0	1 3 2			
1 3 1			1 3 1	1 3 3			
1 3 2			1 3 2	1 3 4			
1 3 3			1 3 3	1 3 5			
1 3 4			1 3 4	1 3 6			
1 3 5			1 3 5	1 3 7			
1 3 6			1 3 6	1 3 8			
1 3 7			1 3 7	1 3 9			
1 3 8			1 3 8	1 4 0			
1 3 9			1 3 8	1 4 1			
1 4 0			1 3 9	1 4 2			
1 4 1			1 3 9	1 4 3			
1 4 2			1 4 0	1 4 4			
1 4 3			1 4 0	1 4 5			
1 4 4			1 4 1	1 4 6			
1 4 5			1 4 1	1 4 7			
1 4 6			1 4 2	1 4 8			
1 4 7			1 4 3	1 4 9			
1 4 8			1 4 4	1 4 9			
1 4 9			1 4 5	1 4 9			

## 別紙 1

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 行政職給料表

(その 1)

(単位 円)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		再任用 職員以 外の職 員	1	134,500	181,700	229,100	285,600	315,600
	2	135,800	183,300	230,700	287,800	317,800	355,900	387,200
	3	136,900	184,800	232,200	290,000	320,100	358,100	389,700
	4	138,000	186,300	233,700	292,100	322,300	360,300	392,200
	5	139,100	187,800	234,900	294,100	324,400	362,500	394,700
	6	140,400	189,400	236,500	296,200	326,700	364,800	397,100
	7	141,700	190,900	238,100	298,200	329,000	367,100	399,500
	8	143,000	192,400	239,700	300,200	331,100	369,300	401,800
	9	144,100	193,900	241,000	302,000	333,100	371,400	404,100
	10	145,600	195,500	242,800	304,300	335,400	373,900	406,500
	11	147,000	197,100	244,500	306,500	337,600	376,400	408,900
	12	148,400	198,600	246,200	308,700	339,800	378,900	411,300
	13	149,700	200,100	247,600	310,800	341,900	381,400	413,700
	14	151,300	201,800	249,500	313,100	344,100	383,700	416,000
	15	152,800	203,500	251,300	315,300	346,300	385,900	418,200
	16	154,200	205,200	253,100	317,300	348,500	388,100	420,400
	17	155,600	206,900	254,800	319,200	350,700	390,300	422,600
	18	157,300	208,500	256,700	321,500	353,000	392,500	424,600
	19	159,000	210,100	258,600	323,700	355,300	394,700	426,600
	20	160,600	211,700	260,500	325,700	357,500	396,800	428,600
	21	162,000	213,300	262,400	327,700	359,600	398,900	430,600
	22	163,800	214,800	264,500	329,900	361,800	401,100	432,400
	23	165,600	216,300	266,500	332,100	364,000	403,300	434,200
	24	167,400	217,800	268,500	334,300	366,100	405,400	436,000
	25	169,100	219,200	270,300	336,400	368,200	407,500	437,800

2 6	170,900	221,000	272,400	338,600	369,800	409,600	439,500
2 7	172,700	222,800	274,400	340,600	371,400	411,700	441,200
2 8	174,400	224,400	276,400	342,600	373,000	413,800	442,900
2 9	176,000	225,800	278,400	344,400	374,600	415,800	444,600
3 0	178,000	227,400	280,600	346,600	376,000	417,700	446,200
3 1	180,000	228,900	282,800	348,800	377,400	419,600	447,700
3 2	182,000	230,400	285,000	350,800	378,800	421,500	449,200
3 3	183,900	231,800	287,200	352,700	380,200	423,300	450,700
3 4	185,300	233,400	289,300	354,900	381,400	425,200	452,000
3 5	186,600	235,000	291,300	357,100	382,600	427,100	453,200
3 6	187,900	236,600	293,300	359,200	383,700	429,000	454,400
3 7	189,100	238,000	295,100	360,900	384,700	430,900	455,300
3 8	192,100	239,500	297,200	362,800	385,800	432,400	456,300
3 9	195,000	241,000	299,200	364,700	386,900	433,900	457,300
4 0	197,900	242,400	301,200	366,600	387,900	435,300	458,200
4 1	200,800	243,700	303,100	368,500	388,900	436,700	459,100
4 2	202,400	245,200	305,200	369,800	389,800	438,300	460,100
4 3	204,000	246,700	307,300	371,100	390,600	439,800	461,100
4 4	205,500	248,200	309,300	372,300	391,400	441,300	462,000
4 5	207,000	249,600	311,100	373,500	392,200	442,800	462,900
4 6	208,700	251,300	313,100	374,700	393,000	444,100	463,900
4 7	210,300	253,000	315,100	375,800	393,800	445,300	464,900
4 8	211,800	254,700	317,000	376,900	394,600	446,500	465,800
4 9	213,100	256,300	318,900	377,900	395,300	447,700	466,700
5 0	214,800	258,200	320,500	378,900	396,100	448,700	467,700
5 1	216,500	260,100	322,100	379,900	396,900	449,700	468,700
5 2	218,100	261,900	323,700	380,900	397,700	450,700	469,600
5 3	219,700	263,700	325,300	381,800	398,500	451,600	470,500
5 4	221,600	265,600	326,900	382,700	399,300	452,600	471,500
5 5	223,400	267,500	328,500	383,600	400,100	453,600	472,500
5 6	225,200	269,400	330,100	384,400	400,900	454,500	473,400
5 7	226,800	271,200	331,600	385,200	401,600	455,400	474,300

5 8	228,600	273,100	333,200	386,000	402,400	456,400	475,300
5 9	230,200	275,000	334,800	386,800	403,200	457,400	476,300
6 0	231,800	276,900	336,300	387,600	403,900	458,300	477,200
6 1	233,300	278,600	337,800	388,200	404,600	459,200	478,100
6 2	235,000	280,600	339,400	389,000	405,400	460,200	479,100
6 3	236,700	282,600	340,900	389,800	406,200	461,100	480,100
6 4	238,300	284,500	342,400	390,500	407,000	462,000	481,000
6 5	239,900	286,200	343,800	391,200	407,800	462,900	481,900
6 6	241,400	288,300	345,300	391,900	408,400	463,800	482,900
6 7	242,900	290,300	346,700	392,600	409,000	464,700	483,900
6 8	244,200	292,300	348,100	393,300	409,600	465,500	484,800
6 9	245,500	294,200	349,300	394,000	410,200	466,300	485,700
7 0	246,700	296,400	350,700	394,700	410,900	467,200	
7 1	247,800	298,500	352,100	395,400	411,600	468,000	
7 2	248,900	300,500	353,400	396,100	412,200	468,800	
7 3	250,000	302,400	354,700	396,700	412,800	469,600	
7 4	251,200	304,400	356,100	397,200	413,500	470,400	
7 5	252,300	306,400	357,400	397,700	414,100	471,200	
7 6	253,400	308,400	358,700	398,200	414,700	472,000	
7 7	254,500	310,400	360,000	398,700	415,300	472,800	
7 8		312,400	361,100	399,200	416,000		
7 9		314,400	362,200	399,600	416,700		
8 0		316,300	363,300	400,000	417,300		
8 1		318,200	364,300	400,400	417,900		
8 2		319,900	365,200	400,900	418,600		
8 3		321,600	366,100	401,400	419,200		
8 4		323,300	367,000	401,900	419,800		
8 5		324,900	367,800	402,300	420,400		
8 6		326,500	368,600	402,900	421,000		
8 7		328,100	369,400	403,400	421,600		
8 8		329,600	370,200	403,900	422,200		
8 9		331,100	370,900	404,400	422,800		

9 0		332, 800	371, 700	404, 900	423, 400		
9 1		334, 500	372, 500	405, 400	424, 000		
9 2		336, 200	373, 300	405, 900	424, 600		
9 3		337, 700	374, 100	406, 300	425, 200		
9 4		339, 200	374, 900	406, 800	425, 800		
9 5		340, 700	375, 700	407, 300	426, 400		
9 6		342, 200	376, 400	407, 700	427, 000		
9 7		343, 700	377, 100	408, 100	427, 500		
9 8		345, 100	377, 900				
9 9		346, 400	378, 700				
1 0 0		347, 700	379, 400				
1 0 1		349, 000	380, 100				
1 0 2		350, 300	380, 900				
1 0 3		351, 500	381, 700				
1 0 4		352, 700	382, 400				
1 0 5		353, 900	383, 100				
1 0 6		355, 200	383, 900				
1 0 7		356, 400	384, 700				
1 0 8		357, 600	385, 400				
1 0 9		358, 800	386, 100				
1 1 0		359, 800	386, 900				
1 1 1		360, 800	387, 700				
1 1 2		361, 800	388, 400				
1 1 3		362, 800	389, 100				
1 1 4			389, 900				
1 1 5			390, 600				
1 1 6			391, 200				
1 1 7			391, 800				
1 1 8			392, 400				
1 1 9			393, 000				
1 2 0			393, 600				
1 2 1			394, 200				

	1 2 2			394,800				
	1 2 3			395,400				
	1 2 4			395,900				
	1 2 5			396,400				
	1 2 6			397,000				
	1 2 7			397,600				
	1 2 8			398,100				
	1 2 9			398,600				
	1 3 0			399,200				
	1 3 1			399,700				
	1 3 2			400,200				
	1 3 3			400,700				
	1 3 4			401,200				
	1 3 5			401,700				
	1 3 6			402,200				
	1 3 7			402,600				
	1 3 8			403,100				
	1 3 9			403,600				
	1 4 0			404,000				
	1 4 1			404,400				
	1 4 2			404,900				
	1 4 3			405,300				
	1 4 4			405,700				
再任用 職員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第3条第5項に規定する職員については、この限りでない。

消防職給料表

(その2)

(単位 円)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再任用 職員以 外の職 員	1	139,400	166,500	225,000	249,300	260,400	277,800
	2	140,400	168,200	226,800	251,400	262,600	280,200
	3	141,400	169,900	228,600	253,500	264,800	282,600
	4	142,400	171,500	230,400	255,600	267,000	285,000
	5	143,300	173,100	232,100	257,600	269,100	287,300
	6	144,500	174,800	233,800	259,800	271,300	289,800
	7	145,700	176,500	235,500	261,900	273,500	292,200
	8	146,800	178,100	237,200	264,000	275,700	294,600
	9	147,900	179,700	238,500	266,100	277,800	297,000
	10	149,000	181,500	240,200	268,300	280,000	299,500
	11	150,100	183,300	241,900	270,500	282,200	302,000
	12	151,200	185,100	243,500	272,600	284,400	304,400
	13	152,100	186,800	244,900	274,700	286,600	306,800
	14	153,500	188,600	246,600	276,900	288,800	309,400
	15	154,900	190,400	248,200	279,100	291,000	312,000
	16	156,300	192,200	249,700	281,300	293,200	314,600
	17	157,600	194,000	250,900	283,400	295,400	317,100
	18	159,100	195,900	252,500	285,600	297,700	319,800
	19	160,500	197,700	254,100	287,800	299,900	322,500
	20	161,900	199,500	255,700	290,000	302,100	325,100
	21	163,200	201,300	257,000	292,100	304,300	327,700
	22	164,800	203,200	259,100	294,100	306,600	330,300
	23	166,400	205,100	261,200	296,200	308,900	332,900
	24	168,000	207,000	263,200	298,200	311,100	335,500
	25	169,400	208,800	265,200	300,200	313,300	338,100
	26	171,100	210,700	267,400	302,000	315,600	340,600



2 7	172, 800	212, 500	269, 500	304, 300	317, 800	343, 100
2 8	174, 500	214, 300	271, 600	306, 500	320, 100	345, 500
2 9	176, 100	215, 900	273, 500	308, 700	322, 300	347, 800
3 0	177, 800	217, 700	275, 600	310, 800	324, 400	349, 800
3 1	179, 500	219, 400	277, 700	313, 100	326, 700	351, 800
3 2	181, 100	221, 000	279, 800	315, 300	329, 000	353, 700
3 3	182, 700	222, 600	281, 800	317, 300	331, 100	355, 900
3 4	184, 500	224, 400	284, 000	319, 200	333, 100	358, 100
3 5	186, 300	226, 200	286, 200	321, 500	335, 400	360, 300
3 6	188, 100	227, 900	288, 400	323, 700	337, 600	362, 500
3 7	189, 800	229, 400	290, 400	325, 700	339, 800	364, 800
3 8	191, 600	231, 100	292, 400	327, 700	341, 900	367, 100
3 9	193, 400	232, 700	294, 300	329, 900	344, 100	369, 300
4 0	195, 200	234, 200	296, 200	332, 100	346, 300	371, 400
4 1	196, 900	235, 700	297, 900	334, 300	348, 500	373, 900
4 2	198, 700	237, 400	299, 900	336, 400	350, 700	376, 400
4 3	200, 400	239, 000	301, 800	338, 600	353, 000	378, 900
4 4	202, 100	240, 600	303, 700	340, 600	355, 300	381, 400
4 5	203, 700	241, 900	305, 500	342, 600	357, 500	383, 700
4 6	205, 600	243, 500	307, 500	344, 400	359, 600	385, 900
4 7	207, 500	245, 000	309, 500	346, 600	361, 800	388, 100
4 8	209, 300	246, 400	311, 300	348, 800	364, 000	390, 300
4 9	211, 000	247, 700	313, 000	350, 800	366, 100	392, 500
5 0	213, 000	249, 300	314, 900	352, 700	368, 200	394, 700
5 1	214, 900	250, 800	316, 800	354, 900	369, 800	396, 800
5 2	216, 700	252, 300	318, 600	357, 100	371, 400	398, 900
5 3	218, 300	253, 400	320, 300	359, 200	373, 000	401, 100
5 4	220, 300	255, 100	321, 800	360, 900	374, 600	403, 300
5 5	222, 200	256, 800	323, 300	362, 800	376, 000	405, 400
5 6	224, 100	258, 500	324, 800	364, 700	377, 400	407, 500
5 7	226, 000	260, 000	326, 300	366, 600	378, 800	409, 600
5 8	227, 900	261, 900	327, 800	368, 500	380, 200	411, 700

5 9	229, 800	263, 800	329, 300	369, 800	381, 400	413, 800
6 0	231, 600	265, 500	330, 800	371, 100	382, 600	415, 800
6 1	233, 200	267, 200	332, 200	372, 300	383, 700	417, 700
6 2	234, 800	269, 100	333, 700	373, 500	384, 700	419, 600
6 3	236, 300	271, 000	335, 200	374, 700	385, 800	421, 500
6 4	237, 800	272, 900	336, 600	375, 800	386, 900	423, 300
6 5	239, 200	274, 500	338, 000	376, 900	387, 900	425, 200
6 6	240, 800	276, 300	339, 500	377, 900	388, 900	427, 100
6 7	242, 400	278, 100	340, 900	378, 900	389, 800	429, 000
6 8	243, 800	279, 900	342, 300	379, 900	390, 600	430, 900
6 9	245, 200	281, 500	343, 700	380, 900	391, 400	432, 400
7 0	247, 000	283, 500	345, 100	381, 800	392, 200	433, 900
7 1	248, 700	285, 500	346, 400	382, 700	393, 000	435, 300
7 2	250, 200	287, 500	347, 700	383, 600	393, 800	436, 700
7 3	251, 700	289, 300	349, 000	384, 400	394, 600	438, 300
7 4	253, 400	291, 400	350, 300	385, 200	395, 300	439, 800
7 5	254, 900	293, 400	351, 600	386, 000	396, 100	441, 300
7 6	256, 400	295, 400	352, 900	386, 800	396, 900	442, 800
7 7	257, 800	297, 300	354, 200	387, 600	397, 700	444, 100
7 8	259, 500	299, 500	355, 500	388, 200	398, 500	445, 300
7 9	261, 200	301, 600	356, 800	389, 000	399, 300	446, 500
8 0	262, 900	303, 600	358, 100	389, 800	400, 100	447, 700
8 1	264, 600	305, 400	359, 400	390, 500	400, 900	448, 700
8 2	266, 300	307, 500	360, 500	391, 200	401, 600	449, 700
8 3	267, 900	309, 600	361, 600	391, 900	402, 400	450, 700
8 4	269, 500	311, 600	362, 700	392, 600	403, 200	451, 600
8 5	271, 100	313, 600	363, 700	393, 300	403, 900	452, 600
8 6	272, 700	315, 500	364, 600	394, 000	404, 600	
8 7	274, 300	317, 400	365, 500	394, 700	405, 400	
8 8	275, 900	319, 300	366, 400	395, 400	406, 200	
8 9	277, 400	321, 200	367, 200	396, 100	407, 000	
9 0	279, 000	322, 800	368, 000	396, 700	407, 800	

9 1	280,600	324,400	368,800	397,200	408,400	
9 2	282,200	325,900	369,600	397,700	409,000	
9 3	283,800	327,400	370,400	398,200	409,600	
9 4	285,200	328,900	371,300	398,700	410,200	
9 5	286,600	330,400	372,100	399,200	410,900	
9 6	288,000	331,800	372,900	399,600	411,600	
9 7	289,300	333,200	373,700	400,000	412,200	
9 8	290,600	334,700	374,500	400,400	412,800	
9 9	291,800	336,200	375,300	400,900	413,500	
1 0 0	293,000	337,700	376,100	401,400	414,100	
1 0 1	294,200	339,200	376,800	401,900	414,700	
1 0 2	295,200	340,700	377,600	402,300	415,300	
1 0 3	296,200	342,200	378,400	402,900	416,000	
1 0 4	297,200	343,700	379,200	403,400	416,700	
1 0 5	298,200	345,100	379,900	403,900	417,300	
1 0 6	299,100	346,400	380,700	404,400	417,900	
1 0 7	300,000	347,700	381,500	404,900	418,600	
1 0 8	300,900	349,000	382,300	405,400	419,200	
1 0 9	301,800	350,200	383,000	405,900	419,800	
1 1 0	302,600	351,400	383,800	406,300	420,400	
1 1 1	303,400	352,500	384,600	406,800	421,000	
1 1 2	304,100	353,600	385,400	407,300	421,600	
1 1 3	304,800	354,700	386,100	407,700	422,200	
1 1 4	305,500	356,000	386,900	408,100	422,800	
1 1 5	306,100	357,300	387,700	408,500	423,400	
1 1 6	306,700	358,500	388,400	408,900	424,000	
1 1 7	307,300	359,700	389,100	409,300	424,600	
1 1 8		360,800	389,800			
1 1 9		361,800	390,500			
1 2 0		362,800	391,100			
1 2 1		363,800	391,700			
1 2 2			392,300			

1 2 3			392,900			
1 2 4			393,500			
1 2 5			394,100			
1 2 6			394,700			
1 2 7			395,300			
1 2 8			395,800			
1 2 9			396,300			
1 3 0			396,900			
1 3 1			397,500			
1 3 2			398,000			
1 3 3			398,500			
1 3 4			399,100			
1 3 5			399,600			
1 3 6			400,100			
1 3 7			400,600			
1 3 8			401,100			
1 3 9			401,600			
1 4 0			402,100			
1 4 1			402,500			
1 4 2			403,000			
1 4 3			403,500			
1 4 4			403,900			
1 4 5			404,300			
1 4 6			404,800			
1 4 7			405,300			
1 4 8			405,800			
1 4 9			406,300			
再任用 職員	187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

（その3）

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用 職員以 外の職 員	1	296,200	351,000	404,000	468,000
	2	298,900	353,400	406,600	470,500
	3	301,400	355,300	409,100	472,900
	4	304,000	357,800	411,600	475,400
	5	306,500	360,400	413,800	477,800
	6	309,100	363,100	416,400	480,300
	7	311,500	365,600	418,800	482,800
	8	313,700	368,200	421,300	485,300
	9	316,300	370,800	423,000	487,500
	1 0	318,200	373,300	425,600	489,800
	1 1	320,000	376,000	428,100	492,100
	1 2	321,800	378,300	430,600	494,400
	1 3	323,700	380,700	432,800	496,700
	1 4	325,400	383,400	435,300	499,000
	1 5	327,300	386,000	437,600	501,300
	1 6	329,400	388,700	440,000	503,600
	1 7	331,300	391,200	442,300	505,700
	1 8	333,400	393,900	444,800	508,000
	1 9	335,300	396,500	447,200	510,300
	2 0	337,400	399,200	449,500	512,600
	2 1	339,400	401,500	451,800	514,900
	2 2	341,700	404,000	454,100	516,800
	2 3	343,800	406,500	456,400	518,600
	2 4	345,700	409,200	458,700	520,400
	2 5	347,900	411,600	460,900	522,100
	2 6	349,700	414,000	462,900	523,900

2 7	351,700	416,300	464,900	525,700
2 8	353,300	418,700	466,900	527,500
2 9	354,900	420,800	468,900	529,000
3 0	356,900	423,000	470,900	530,900
3 1	359,000	425,100	472,900	532,800
3 2	361,000	427,300	474,800	534,600
3 3	362,800	429,300	476,700	536,400
3 4	364,900	431,400	478,500	538,200
3 5	366,900	433,400	480,400	540,000
3 6	368,700	435,300	482,200	541,800
3 7	370,500	437,200	484,000	543,500
3 8	373,100	439,100	485,800	545,300
3 9	375,500	441,100	487,600	546,900
4 0	378,000	443,100	489,300	548,700
4 1	380,200	445,000	490,700	550,300
4 2	382,500	446,900	492,500	552,200
4 3	384,600	448,800	494,200	554,000
4 4	386,700	450,600	495,800	555,700
4 5	388,500	452,400	497,400	557,500
4 6	390,700	454,100	499,000	559,400
4 7	392,800	455,800	500,500	561,200
4 8	395,000	457,400	502,000	563,000
4 9	397,200	458,900	503,500	564,700
5 0	399,500	460,500	505,100	566,500
5 1	401,700	462,000	506,700	568,300
5 2	403,900	463,500	508,300	570,100
5 3	406,100	465,000	509,900	571,700
5 4	408,300	466,400	511,300	573,700
5 5	410,500	467,800	512,600	575,600
5 6	412,700	469,100	514,000	577,500
5 7	414,800	470,200	515,300	579,400
5 8	416,800	471,600	516,800	581,400

	5 9	418, 800	472, 900	518, 300	583, 300
	6 0	420, 700	474, 200	519, 800	585, 000
	6 1	422, 600	475, 400	521, 300	586, 900
	6 2	424, 600	476, 600	522, 800	588, 900
	6 3	426, 500	477, 900	524, 200	590, 800
	6 4	428, 400	479, 200	525, 400	592, 700
	6 5	430, 300	480, 400	526, 800	594, 600
	6 6	431, 900	481, 500	528, 300	596, 100
	6 7	433, 500	482, 600	529, 800	597, 600
	6 8	435, 100	483, 600	531, 300	599, 100
	6 9	436, 700	484, 700	532, 700	600, 500
	7 0	438, 300	485, 600	534, 000	602, 000
	7 1	439, 900	486, 500	535, 300	603, 400
	7 2	441, 500	487, 400	536, 600	604, 800
	7 3	443, 100	488, 300	537, 800	606, 200
	7 4	444, 100	489, 400	539, 100	607, 500
	7 5	445, 100	490, 200	540, 400	608, 800
	7 6	446, 100	491, 100	541, 700	610, 000
	7 7	447, 100	492, 100	542, 900	611, 200
	7 8		493, 200	544, 100	612, 500
	7 9		494, 200	545, 300	613, 800
	8 0		495, 000	546, 400	615, 000
	8 1		496, 000	547, 500	616, 200
	8 2		497, 100	548, 700	
	8 3		498, 100	549, 900	
	8 4		499, 100	551, 000	
	8 5		500, 100	552, 100	
再任用 職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表（二）

（その４）

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用 職員以 外の職 員	1	192,800	212,100	234,800	288,400
	2	194,000	213,400	236,500	290,400
	3	195,200	214,700	238,200	292,200
	4	196,400	215,900	239,900	294,100
	5	197,500	217,100	241,800	296,000
	6	198,800	218,600	243,300	298,300
	7	200,100	220,000	244,800	300,200
	8	201,300	221,400	246,200	302,100
	9	202,400	222,800	247,500	304,100
	10	203,800	224,400	248,800	306,000
	11	205,100	225,900	250,000	308,000
	12	206,400	227,400	251,200	310,000
	13	207,500	228,600	252,300	312,000
	14	208,900	230,200	253,300	314,000
	15	210,200	231,800	254,400	315,900
	16	211,500	233,400	255,400	317,700
	17	212,600	234,700	256,300	319,400
	18	214,000	236,400	258,000	322,000
	19	215,400	238,100	259,700	324,400
	20	216,800	239,800	261,300	326,800
	21	218,100	241,600	262,900	329,200
	22	219,600	243,100	263,900	331,600
	23	221,100	244,600	264,900	333,800
	24	222,600	246,100	265,900	336,000
	25	223,700	247,100	266,500	337,900
	26	225,300	248,500	267,800	340,200



2 7	226, 800	249, 800	269, 100	342, 300
2 8	228, 300	251, 000	270, 400	344, 400
2 9	229, 500	252, 100	271, 700	346, 300
3 0	231, 100	253, 200	272, 800	348, 500
3 1	232, 600	254, 400	273, 900	350, 700
3 2	234, 100	255, 400	275, 100	352, 800
3 3	235, 400	256, 300	276, 200	354, 700
3 4	236, 800	258, 000	277, 800	356, 900
3 5	238, 200	259, 600	279, 500	359, 100
3 6	239, 600	261, 200	281, 100	361, 300
3 7	240, 800	262, 700	282, 400	363, 400
3 8	242, 000	263, 700	283, 600	365, 400
3 9	243, 200	264, 600	284, 500	367, 400
4 0	244, 400	265, 700	285, 500	369, 400
4 1	245, 400	266, 200	286, 600	371, 300
4 2	246, 600	267, 200	288, 600	373, 300
4 3	247, 700	268, 000	290, 500	375, 300
4 4	248, 900	268, 900	292, 400	377, 300
4 5	249, 800	270, 000	294, 100	379, 200
4 6	251, 000	270, 700	296, 000	380, 900
4 7	252, 100	271, 800	297, 700	382, 600
4 8	252, 900	273, 000	299, 400	384, 300
4 9	253, 800	274, 300	301, 200	385, 900
5 0	254, 900	275, 400	302, 900	387, 600
5 1	256, 000	276, 600	304, 600	389, 300
5 2	257, 100	278, 000	306, 200	391, 000
5 3	258, 100	279, 300	307, 700	392, 700
5 4	259, 200	280, 600	309, 500	394, 300
5 5	260, 200	281, 600	311, 300	395, 800
5 6	261, 100	282, 800	313, 100	397, 300
5 7	261, 900	284, 400	314, 700	398, 800
5 8	263, 000	286, 000	316, 300	400, 400

5 9	263, 900	287, 300	318, 000	402, 000
6 0	264, 900	288, 600	319, 700	403, 600
6 1	265, 900	289, 900	321, 100	405, 200
6 2	267, 100	291, 500	322, 600	406, 600
6 3	268, 100	293, 200	324, 100	408, 000
6 4	269, 100	294, 800	325, 600	409, 400
6 5	270, 200	296, 100	327, 000	410, 700
6 6	271, 300	297, 700	328, 400	411, 900
6 7	272, 300	299, 300	329, 900	413, 100
6 8	273, 200	301, 000	331, 500	414, 300
6 9	274, 100	302, 400	332, 600	415, 500
7 0	275, 200	303, 900	334, 100	416, 700
7 1	276, 300	305, 500	335, 500	417, 900
7 2	277, 400	307, 100	337, 000	419, 100
7 3	278, 400	308, 400	338, 600	420, 200
7 4	279, 500	310, 000	340, 100	421, 300
7 5	280, 500	311, 500	341, 700	422, 400
7 6	281, 500	313, 000	343, 200	423, 500
7 7	282, 300	314, 500	344, 900	424, 600
7 8	283, 300	316, 300	346, 500	425, 200
7 9	284, 300	317, 900	348, 000	425, 800
8 0	285, 200	319, 500	349, 600	426, 400
8 1	286, 100	321, 000	350, 800	427, 000
8 2	286, 900	322, 600	352, 300	
8 3	287, 700	324, 200	353, 800	
8 4	288, 500	325, 700	355, 200	
8 5	289, 000	326, 900	356, 800	
8 6	289, 800	328, 400	357, 800	
8 7	290, 500	329, 900	359, 300	
8 8	291, 200	331, 400	360, 600	
8 9	291, 900	332, 500	362, 000	
9 0	292, 400	334, 100	363, 400	

9 1	292,900	335,700	364,700	
9 2	293,400	337,200	366,100	
9 3	293,900	338,600	367,600	
9 4	294,300	340,200	368,800	
9 5	294,700	341,800	369,900	
9 6	295,100	343,300	371,100	
9 7	295,400	344,800	372,200	
9 8		346,200	373,100	
9 9		347,600	374,100	
1 0 0		349,000	375,100	
1 0 1		350,300	375,700	
1 0 2		351,700	376,500	
1 0 3		353,100	377,300	
1 0 4		354,500	378,100	
1 0 5		355,900	378,800	
1 0 6		357,100	379,500	
1 0 7		358,300	380,300	
1 0 8		359,500	381,000	
1 0 9		360,700	381,600	
1 1 0		362,100	382,200	
1 1 1		363,500	382,900	
1 1 2		364,800	383,500	
1 1 3		366,100	384,200	
1 1 4		367,300	384,700	
1 1 5		368,400	385,300	
1 1 6		369,500	385,800	
1 1 7		370,600	386,200	
1 1 8		371,500	386,800	
1 1 9		372,400	387,300	
1 2 0		373,200	387,600	
1 2 1		374,000	387,900	
1 2 2		374,800	388,400	

1 2 3		375, 600	388, 800	
1 2 4		376, 400	389, 100	
1 2 5		377, 100	389, 400	
1 2 6		377, 800	389, 900	
1 2 7		378, 500	390, 400	
1 2 8		379, 200	390, 800	
1 2 9		379, 900	391, 100	
1 3 0		380, 600	391, 500	
1 3 1		381, 300	392, 000	
1 3 2		381, 900	392, 400	
1 3 3		382, 500	392, 800	
1 3 4		383, 000	393, 400	
1 3 5		383, 500	394, 000	
1 3 6		384, 000	394, 600	
1 3 7		384, 500	395, 200	
1 3 8		385, 000	395, 800	
1 3 9		385, 400	396, 400	
1 4 0		385, 800	397, 000	
1 4 1		386, 300	397, 600	
1 4 2		386, 600	398, 200	
1 4 3		387, 000	398, 800	
1 4 4		387, 400	399, 400	
1 4 5		387, 700	400, 000	
1 4 6			400, 600	
1 4 7			401, 200	
1 4 8			401, 800	
再任用 職員	235, 100	272, 800	289, 100	326, 200

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護専門学校に勤務する看護専任教員で市長が定めるものに適用する。

## 別紙 2

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 行政職給料表

(その 1)

(単位 円)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給							
再任用 職員以 外の職 員	1	149,600	180,500	230,400	247,400	315,600	353,700	384,600
	2	151,200	182,000	232,000	249,300	317,800	355,900	387,200
	3	152,700	183,500	233,600	251,100	320,100	358,100	389,700
	4	154,100	184,900	235,200	252,900	322,300	360,300	392,200
	5	155,500	186,300	236,800	254,600	324,400	362,500	394,700
	6	157,200	187,800	238,400	256,500	326,700	364,800	397,100
	7	158,900	189,300	240,000	258,400	329,000	367,100	399,500
	8	160,500	190,700	241,600	260,300	331,100	369,300	401,800
	9	161,900	192,100	243,200	262,200	333,100	371,400	404,100
	1 0	163,600	193,600	244,900	264,300	335,400	373,900	406,500
	1 1	165,300	195,100	246,600	266,300	337,600	376,400	408,900
	1 2	166,900	196,500	248,200	268,300	339,800	378,900	411,300
	1 3	168,500	197,900	249,800	270,100	341,900	381,400	413,700
	1 4	170,300	199,400	251,600	272,200	344,100	383,700	416,000
	1 5	172,100	200,900	253,400	274,200	346,300	385,900	418,200
	1 6	173,800	202,300	255,200	276,200	348,500	388,100	420,400
	1 7	175,400	203,700	256,900	278,200	350,700	390,300	422,600
	1 8	177,300	205,300	258,700	280,400	353,000	392,500	424,600
	1 9	179,200	206,800	260,500	282,600	355,300	394,700	426,600
	2 0	181,000	208,300	262,300	284,800	357,500	396,800	428,600
2 1	182,700	209,800	264,100	287,000	359,600	398,900	430,600	
2 2	184,600	211,400	266,100	289,100	361,800	401,100	432,400	
2 3	186,500	213,000	268,000	291,100	364,000	403,300	434,200	
2 4	188,300	214,500	269,900	293,100	366,100	405,400	436,000	
2 5	190,000	216,000	271,800	294,900	368,200	407,500	437,800	

2 6	192,700	217,600	273,800	297,000	369,800	409,600	439,500
2 7	195,300	219,200	275,800	299,000	371,400	411,700	441,200
2 8	197,800	220,800	277,800	301,000	373,000	413,800	442,900
2 9	200,300	222,300	279,700	302,900	374,600	415,800	444,600
3 0	201,900	223,900	281,700	305,000	376,000	417,700	446,200
3 1	203,500	225,500	283,700	307,100	377,400	419,600	447,700
3 2	205,100	227,100	285,700	309,100	378,800	421,500	449,200
3 3	206,700	228,700	287,700	310,900	380,200	423,300	450,700
3 4	208,300	230,300	289,700	312,900	381,400	425,200	452,000
3 5	209,900	231,900	291,700	314,900	382,600	427,100	453,200
3 6	211,500	233,500	293,600	316,800	383,700	429,000	454,400
3 7	213,100	235,100	295,500	318,700	384,700	430,900	455,300
3 8	214,700	236,800	297,400	320,300	385,800	432,400	456,300
3 9	216,300	238,400	299,200	321,900	386,900	433,900	457,300
4 0	217,900	240,000	301,000	323,500	387,900	435,300	458,200
4 1	219,500	241,600	302,700	325,100	388,900	436,700	459,100
4 2	221,100	243,400	304,500	326,700	389,800	438,300	460,100
4 3	222,700	245,200	306,300	328,300	390,600	439,800	461,100
4 4	224,300	246,900	308,100	329,900	391,400	441,300	462,000
4 5	225,900	248,600	309,800	331,400	392,200	442,800	462,900
4 6	227,500	250,400	311,500	333,000	393,000	444,100	463,900
4 7	229,100	252,200	313,200	334,600	393,800	445,300	464,900
4 8	230,700	254,000	314,800	336,100	394,600	446,500	465,800
4 9	232,200	255,800	316,400	337,600	395,300	447,700	466,700
5 0	233,800	257,700	318,000	339,200	396,100	448,700	467,700
5 1	235,400	259,600	319,600	340,700	396,900	449,700	468,700
5 2	236,900	261,500	321,200	342,200	397,700	450,700	469,600
5 3	238,400	263,400	322,700	343,600	398,500	451,600	470,500
5 4	240,000	265,400	324,300	345,100	399,300	452,600	471,500
5 5	241,600	267,300	325,900	346,500	400,100	453,600	472,500
5 6	243,100	269,200	327,400	347,900	400,900	454,500	473,400
5 7	244,600	271,100	328,900	349,100	401,600	455,400	474,300

5 8	246,100	273,100	330,400	350,500	402,400	456,400	475,300
5 9	247,400	275,100	331,900	351,900	403,200	457,400	476,300
6 0	248,700	277,100	333,400	353,200	403,900	458,300	477,200
6 1	249,900	279,100	334,900	354,500	404,600	459,200	478,100
6 2	251,100	281,000	336,300	355,900	405,400	460,200	479,100
6 3	252,200	282,900	337,700	357,200	406,200	461,100	480,100
6 4	253,300	284,800	339,100	358,500	407,000	462,000	481,000
6 5	254,400	286,700	340,400	359,800	407,800	462,900	481,900
6 6		288,600	341,800	360,900	408,400	463,800	482,900
6 7		290,400	343,200	362,000	409,000	464,700	483,900
6 8		292,200	344,500	363,100	409,600	465,500	484,800
6 9		294,000	345,800	364,100	410,200	466,300	485,700
7 0		295,800	347,200	365,000	410,900	467,200	
7 1		297,600	348,500	365,900	411,600	468,000	
7 2		299,400	349,800	366,800	412,200	468,800	
7 3		301,100	351,100	367,600	412,800	469,600	
7 4		302,700	352,200	368,400	413,500	470,400	
7 5		304,300	353,300	369,200	414,100	471,200	
7 6		305,900	354,400	370,000	414,700	472,000	
7 7		307,500	355,400	370,700	415,300	472,800	
7 8		309,000	356,300	371,500	416,000		
7 9		310,500	357,200	372,300	416,700		
8 0		312,000	358,100	373,100	417,300		
8 1		313,500	358,900	373,900	417,900		
8 2		315,000	359,700	374,700	418,600		
8 3		316,500	360,500	375,500	419,200		
8 4		318,000	361,300	376,200	419,800		
8 5		319,400	362,100	376,900	420,400		
8 6		320,800	362,900	377,700	421,000		
8 7		322,200	363,700	378,500	421,600		
8 8		323,600	364,500	379,200	422,200		
8 9		325,000	365,200	379,900	422,800		

9 0		326, 400	366, 000	380, 700	423, 400		
9 1			366, 800	381, 500	424, 000		
9 2			367, 500	382, 200	424, 600		
9 3			368, 200	382, 900	425, 200		
9 4			369, 000	383, 700	425, 800		
9 5			369, 800	384, 500	426, 400		
9 6			370, 500	385, 200	427, 000		
9 7			371, 200	385, 900	427, 500		
9 8			372, 000	386, 700			
9 9			372, 800	387, 500			
1 0 0			373, 500	388, 200			
1 0 1			374, 200	388, 900			
1 0 2			375, 000	389, 700			
1 0 3			375, 800	390, 400			
1 0 4			376, 500	391, 000			
1 0 5			377, 200	391, 600			
1 0 6			378, 000	392, 200			
1 0 7			378, 800	392, 800			
1 0 8			379, 500	393, 400			
1 0 9			380, 200	394, 000			
1 1 0			380, 900	394, 600			
1 1 1			381, 600	395, 200			
1 1 2			382, 300	395, 700			
1 1 3			382, 900	396, 200			
1 1 4			383, 500	396, 800			
1 1 5			384, 100	397, 400			
1 1 6			384, 700	397, 900			
1 1 7			385, 300	398, 400			
1 1 8			385, 700	399, 000			
1 1 9			386, 100	399, 500			
1 2 0			386, 500	400, 000			
1 2 1			386, 900	400, 500			



	1 2 2			387,200	401,000			
	1 2 3			387,500	401,500			
	1 2 4			387,800	402,000			
	1 2 5			388,100	402,500			
再任用 職員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消防職給料表

(その2)

(単位 円)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再任用 職員以 外の職 員	1	139,300	165,500	215,800	224,800	260,400	277,800
	2	140,300	167,200	217,600	226,600	262,600	280,200
	3	141,300	168,800	219,400	228,400	264,800	282,600
	4	142,300	170,400	221,200	230,200	267,000	285,000
	5	143,200	171,900	223,000	231,900	269,100	287,300
	6	144,400	173,600	224,700	233,600	271,300	289,800
	7	145,600	175,300	226,400	235,300	273,500	292,200
	8	146,700	176,900	228,000	237,000	275,700	294,600
	9	147,800	178,500	229,600	238,300	277,800	297,000
	1 0	148,900	180,200	231,300	240,000	280,000	299,500
	1 1	150,000	182,000	233,000	241,700	282,200	302,000
	1 2	151,100	183,700	234,600	243,300	284,400	304,400
	1 3	152,000	185,300	236,000	244,700	286,600	306,800
	1 4	153,400	187,000	237,700	246,400	288,800	309,400
	1 5	154,800	188,800	239,300	248,000	291,000	312,000
	1 6	156,200	190,500	240,800	249,500	293,200	314,600
	1 7	157,500	192,200	242,000	250,700	295,400	317,100
	1 8	159,000	194,000	243,600	252,300	297,700	319,800
	1 9	160,400	195,700	245,200	253,900	299,900	322,500
	2 0	161,800	197,400	246,800	255,500	302,100	325,100
	2 1	163,100	199,100	248,100	256,800	304,300	327,700
	2 2	164,700	200,800	250,200	258,900	306,600	330,300
	2 3	166,300	202,500	252,300	261,000	308,900	332,900
	2 4	167,900	204,200	254,300	263,000	311,100	335,500
	2 5	169,300	205,800	256,300	265,000	313,300	338,100
	2 6	170,900	207,500	258,500	267,200	315,600	340,600

2 7	172,500	209,200	260,600	269,300	317,800	343,100
2 8	174,000	210,900	262,700	271,400	320,100	345,500
2 9	175,500	212,400	264,800	273,300	322,300	347,800
3 0	177,200	214,300	266,900	275,400	324,400	349,800
3 1	178,900	216,100	269,000	277,500	326,700	351,800
3 2	180,500	217,800	271,100	279,600	329,000	353,700
3 3	182,100	219,400	273,200	281,600	331,100	355,900
3 4	183,800	221,000	275,500	283,800	333,100	358,100
3 5	185,500	222,600	277,800	286,000	335,400	360,300
3 6	187,100	224,300	280,000	288,200	337,600	362,500
3 7	188,600	225,900	281,900	290,200	339,800	364,800
3 8	190,900	227,600	284,100	292,200	341,900	367,100
3 9	193,300	229,300	286,000	294,100	344,100	369,300
4 0	195,600	230,900	287,700	296,000	346,300	371,400
4 1	197,800	232,600	289,000	297,700	348,500	373,900
4 2	199,300	234,300	291,000	299,700	350,700	376,400
4 3	200,700	235,900	292,900	301,600	353,000	378,900
4 4	202,000	237,500	294,800	303,500	355,300	381,400
4 5	203,200	239,000	296,600	305,300	357,500	383,700
4 6	205,100	240,800	298,600	307,300	359,600	385,900
4 7	207,000	242,400	300,600	309,300	361,800	388,100
4 8	208,900	244,000	302,400	311,100	364,000	390,300
4 9	210,700	245,600	304,100	312,800	366,100	392,500
5 0	212,600	247,500	306,000	314,700	368,200	394,700
5 1	214,500	249,300	307,800	316,600	369,800	396,800
5 2	216,400	251,000	309,500	318,400	371,400	398,900
5 3	218,300	252,400	311,200	320,100	373,000	401,100
5 4	220,200	254,200	312,900	321,600	374,600	403,300
5 5	222,000	256,000	314,600	323,100	376,000	405,400
5 6	223,900	257,800	316,100	324,600	377,400	407,500
5 7	225,800	259,500	317,400	326,100	378,800	409,600
5 8	227,400	261,400	318,900	327,600	380,200	411,700

5 9	229, 100	263, 300	320, 400	329, 100	381, 400	413, 800
6 0	230, 700	265, 100	321, 900	330, 600	382, 600	415, 800
6 1	232, 300	266, 900	323, 300	332, 000	383, 700	417, 700
6 2	233, 700	268, 900	324, 800	333, 500	384, 700	419, 600
6 3	235, 200	270, 800	326, 300	335, 000	385, 800	421, 500
6 4	236, 700	272, 700	327, 700	336, 400	386, 900	423, 300
6 5	238, 100	274, 400	329, 100	337, 800	387, 900	425, 200
6 6	239, 600	276, 300	330, 600	339, 300	388, 900	427, 100
6 7	241, 100	278, 200	332, 000	340, 700	389, 800	429, 000
6 8	242, 400	280, 100	333, 400	342, 100	390, 600	430, 900
6 9	243, 700	282, 000	334, 800	343, 500	391, 400	432, 400
7 0	245, 600	283, 900	336, 200	344, 900	392, 200	433, 900
7 1	247, 400	285, 800	337, 500	346, 200	393, 000	435, 300
7 2	249, 100	287, 800	338, 800	347, 500	393, 800	436, 700
7 3	250, 800	289, 800	340, 100	348, 800	394, 600	438, 300
7 4	252, 800	291, 700	341, 400	350, 100	395, 300	439, 800
7 5	254, 500	293, 500	342, 700	351, 400	396, 100	441, 300
7 6	256, 200	295, 300	344, 000	352, 700	396, 900	442, 800
7 7	257, 700	297, 100	345, 300	354, 000	397, 700	444, 100
7 8	259, 400	298, 900	346, 600	355, 300	398, 500	445, 300
7 9	261, 100	300, 700	347, 900	356, 600	399, 300	446, 500
8 0	262, 800	302, 500	349, 200	357, 900	400, 100	447, 700
8 1	264, 500	304, 100	350, 500	359, 200	400, 900	448, 700
8 2	266, 200	305, 800	351, 600	360, 300	401, 600	449, 700
8 3	267, 800	307, 500	352, 700	361, 400	402, 400	450, 700
8 4	269, 400	309, 100	353, 800	362, 500	403, 200	451, 600
8 5	271, 000	310, 700	354, 800	363, 500	403, 900	452, 600
8 6	272, 600	312, 100	355, 700	364, 400	404, 600	
8 7	274, 200	313, 500	356, 600	365, 300	405, 400	
8 8	275, 800	315, 000	357, 500	366, 200	406, 200	
8 9	277, 300	316, 500	358, 300	367, 000	407, 000	
9 0	278, 900	317, 900	359, 100	367, 800	407, 800	

9 1	280,500	319,300	359,900	368,600	408,400	
9 2	282,100	320,600	360,700	369,400	409,000	
9 3	283,700	321,900	361,500	370,200	409,600	
9 4	285,100	323,200	362,400	371,100	410,200	
9 5	286,500	324,500	363,200	371,900	410,900	
9 6	287,900	325,800	364,000	372,700	411,600	
9 7	289,200	327,100	364,800	373,500	412,200	
9 8	290,500	328,300	365,600	374,300	412,800	
9 9	291,700	329,800	366,400	375,100	413,500	
1 0 0	292,900	331,300	367,200	375,900	414,100	
1 0 1	294,100	332,800	367,900	376,600	414,700	
1 0 2	295,100	334,300	368,700	377,400	415,300	
1 0 3	296,100	335,800	369,500	378,200	416,000	
1 0 4	297,100	337,300	370,300	379,000	416,700	
1 0 5	298,100	338,700	371,000	379,700	417,300	
1 0 6	299,000	340,000	371,800	380,500	417,900	
1 0 7	299,900	341,300	372,600	381,300	418,600	
1 0 8	300,800	342,600	373,400	382,100	419,200	
1 0 9	301,700	343,800	374,100	382,800	419,800	
1 1 0	302,500	345,000	374,900	383,600	420,400	
1 1 1	303,300	346,100	375,700	384,400	421,000	
1 1 2	304,000	347,200	376,300	385,200	421,600	
1 1 3	304,700	348,300	376,900	385,900	422,200	
1 1 4	305,400	349,600	377,500	386,700	422,800	
1 1 5	306,000	350,900	378,100	387,500	423,400	
1 1 6	306,600	352,100	378,700	388,200	424,000	
1 1 7	307,200	353,300	379,300	388,900	424,600	
1 1 8		354,400	379,900	389,600		
1 1 9		355,400	380,500	390,300		
1 2 0		356,400	381,100	390,900		
1 2 1		357,400	381,700	391,500		
1 2 2			382,300	392,100		

1 2 3			382,900	392,700		
1 2 4			383,500	393,300		
1 2 5			384,100	393,900		
1 2 6			384,700	394,500		
1 2 7			385,300	395,100		
1 2 8			385,900	395,600		
1 2 9			386,600	396,100		
1 3 0			387,200	396,700		
1 3 1			387,800	397,300		
1 3 2			388,400	397,800		
1 3 3			389,000	398,300		
1 3 4			389,600	398,900		
1 3 5			390,200	399,400		
1 3 6			390,800	399,900		
1 3 7			391,400	400,400		
1 3 8			392,000	400,900		
1 3 9			392,600	401,400		
1 4 0			393,200	401,900		
1 4 1			393,600	402,300		
1 4 2			394,100	402,800		
1 4 3			394,600	403,300		
1 4 4			395,000	403,700		
1 4 5			395,400	404,100		
1 4 6			395,900	404,600		
1 4 7			396,400	405,100		
1 4 8			396,900	405,600		
1 4 9			397,400	406,100		
再任用 職員	187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

（その3）

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用 職員以 外の職 員	1	296,200	351,000	404,000	468,000
	2	298,900	353,400	406,600	470,500
	3	301,400	355,300	409,100	472,900
	4	304,000	357,800	411,600	475,400
	5	306,500	360,400	413,800	477,800
	6	309,100	363,100	416,400	480,300
	7	311,500	365,600	418,800	482,800
	8	313,700	368,200	421,300	485,300
	9	316,300	370,800	423,000	487,500
	1 0	318,200	373,300	425,600	489,800
	1 1	320,000	376,000	428,100	492,100
	1 2	321,800	378,300	430,600	494,400
	1 3	323,700	380,700	432,800	496,700
	1 4	325,400	383,400	435,300	499,000
	1 5	327,300	386,000	437,600	501,300
	1 6	329,400	388,700	440,000	503,600
	1 7	331,300	391,200	442,300	505,700
	1 8	333,400	393,900	444,800	508,000
	1 9	335,300	396,500	447,200	510,300
	2 0	337,400	399,200	449,500	512,600
	2 1	339,400	401,500	451,800	514,900
	2 2	341,700	404,000	454,100	516,800
	2 3	343,800	406,500	456,400	518,600
	2 4	345,700	409,200	458,700	520,400
	2 5	347,900	411,600	460,900	522,100
	2 6	349,700	414,000	462,900	523,900

2 7	351,700	416,300	464,900	525,700
2 8	353,300	418,700	466,900	527,500
2 9	354,900	420,800	468,900	529,000
3 0	356,900	423,000	470,900	530,900
3 1	359,000	425,100	472,900	532,800
3 2	361,000	427,300	474,800	534,600
3 3	362,800	429,300	476,700	536,400
3 4	364,900	431,400	478,500	538,200
3 5	366,900	433,400	480,400	540,000
3 6	368,700	435,300	482,200	541,800
3 7	370,500	437,200	484,000	543,500
3 8	373,100	439,100	485,800	545,300
3 9	375,500	441,100	487,600	546,900
4 0	378,000	443,100	489,300	548,700
4 1	380,200	445,000	490,700	550,300
4 2	382,500	446,900	492,500	552,200
4 3	384,600	448,800	494,200	554,000
4 4	386,700	450,600	495,800	555,700
4 5	388,500	452,400	497,400	557,500
4 6	390,700	454,100	499,000	559,400
4 7	392,800	455,800	500,500	561,200
4 8	395,000	457,400	502,000	563,000
4 9	397,200	458,900	503,500	564,700
5 0	399,500	460,500	505,100	566,500
5 1	401,700	462,000	506,700	568,300
5 2	403,900	463,500	508,300	570,100
5 3	406,100	465,000	509,900	571,700
5 4	408,300	466,400	511,300	573,700
5 5	410,500	467,800	512,600	575,600
5 6	412,700	469,100	514,000	577,500
5 7	414,800	470,200	515,300	579,400
5 8	416,800	471,600	516,800	581,400



	5 9	418, 800	472, 900	518, 300	583, 300
	6 0	420, 700	474, 200	519, 800	585, 000
	6 1	422, 600	475, 400	521, 300	586, 900
	6 2	424, 600	476, 600	522, 800	588, 900
	6 3	426, 500	477, 900	524, 200	590, 800
	6 4	428, 400	479, 200	525, 400	592, 700
	6 5	430, 300	480, 400	526, 800	594, 600
	6 6	431, 900	481, 500	528, 300	596, 100
	6 7	433, 500	482, 600	529, 800	597, 600
	6 8	435, 100	483, 600	531, 300	599, 100
	6 9	436, 700	484, 700	532, 700	600, 500
	7 0	438, 300	485, 600	534, 000	602, 000
	7 1	439, 900	486, 500	535, 300	603, 400
	7 2	441, 500	487, 400	536, 600	604, 800
	7 3	443, 100	488, 300	537, 800	606, 200
	7 4	444, 100	489, 400	539, 100	607, 500
	7 5	445, 100	490, 200	540, 400	608, 800
	7 6	446, 100	491, 100	541, 700	610, 000
	7 7	447, 100	492, 100	542, 900	611, 200
	7 8		493, 200	544, 100	612, 500
	7 9		494, 200	545, 300	613, 800
	8 0		495, 000	546, 400	615, 000
	8 1		496, 000	547, 500	616, 200
	8 2		497, 100	548, 700	
	8 3		498, 100	549, 900	
	8 4		499, 100	551, 000	
	8 5		500, 100	552, 100	
再任用 職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表（二）

（その４）

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用 職員以 外の職 員	1	192,800	212,100	234,800	288,400
	2	194,000	213,400	236,500	290,400
	3	195,200	214,700	238,200	292,200
	4	196,400	215,900	239,900	294,100
	5	197,500	217,100	241,800	296,000
	6	198,800	218,600	243,300	298,300
	7	200,100	220,000	244,800	300,200
	8	201,300	221,400	246,200	302,100
	9	202,400	222,800	247,500	304,100
	10	203,800	224,400	248,800	306,000
	11	205,100	225,900	250,000	308,000
	12	206,400	227,400	251,200	310,000
	13	207,500	228,600	252,300	312,000
	14	208,900	230,200	253,300	314,000
	15	210,200	231,800	254,400	315,900
	16	211,500	233,400	255,400	317,700
	17	212,600	234,700	256,300	319,400
	18	214,000	236,400	258,000	322,000
	19	215,400	238,100	259,700	324,400
	20	216,800	239,800	261,300	326,800
	21	218,100	241,600	262,900	329,200
	22	219,600	243,100	263,900	331,600
	23	221,100	244,600	264,900	333,800
	24	222,600	246,100	265,900	336,000
	25	223,700	247,100	266,500	337,900
	26	225,300	248,500	267,800	340,200

2 7	226, 800	249, 800	269, 100	342, 300
2 8	228, 300	251, 000	270, 400	344, 400
2 9	229, 500	252, 100	271, 700	346, 300
3 0	231, 100	253, 200	272, 800	348, 500
3 1	232, 600	254, 400	273, 900	350, 700
3 2	234, 100	255, 400	275, 100	352, 800
3 3	235, 400	256, 300	276, 200	354, 700
3 4	236, 800	258, 000	277, 800	356, 900
3 5	238, 200	259, 600	279, 500	359, 100
3 6	239, 600	261, 200	281, 100	361, 300
3 7	240, 800	262, 700	282, 400	363, 400
3 8	242, 000	263, 700	283, 600	365, 400
3 9	243, 200	264, 600	284, 500	367, 400
4 0	244, 400	265, 700	285, 500	369, 400
4 1	245, 400	266, 200	286, 600	371, 300
4 2	246, 600	267, 200	288, 600	373, 300
4 3	247, 700	268, 000	290, 500	375, 300
4 4	248, 900	268, 900	292, 400	377, 300
4 5	249, 800	270, 000	294, 100	379, 200
4 6	251, 000	270, 700	296, 000	380, 900
4 7	252, 100	271, 800	297, 700	382, 600
4 8	252, 900	273, 000	299, 400	384, 300
4 9	253, 800	274, 300	301, 200	385, 900
5 0	254, 900	275, 400	302, 900	387, 600
5 1	256, 000	276, 600	304, 600	389, 300
5 2	257, 100	278, 000	306, 200	391, 000
5 3	258, 100	279, 300	307, 700	392, 700
5 4	259, 200	280, 600	309, 500	394, 300
5 5	260, 200	281, 600	311, 300	395, 800
5 6	261, 100	282, 800	313, 100	397, 300
5 7	261, 900	284, 400	314, 700	398, 800
5 8	263, 000	286, 000	316, 300	400, 400

5 9	263, 900	287, 300	318, 000	402, 000
6 0	264, 900	288, 600	319, 700	403, 600
6 1	265, 900	289, 900	321, 100	405, 200
6 2	267, 100	291, 500	322, 600	406, 600
6 3	268, 100	293, 200	324, 100	408, 000
6 4	269, 100	294, 800	325, 600	409, 400
6 5	270, 200	296, 100	327, 000	410, 700
6 6	271, 300	297, 700	328, 400	411, 900
6 7	272, 300	299, 300	329, 900	413, 100
6 8	273, 200	301, 000	331, 500	414, 300
6 9	274, 100	302, 400	332, 600	415, 500
7 0	275, 200	303, 900	334, 100	416, 700
7 1	276, 300	305, 500	335, 500	417, 900
7 2	277, 400	307, 100	337, 000	419, 100
7 3	278, 400	308, 400	338, 600	420, 200
7 4	279, 500	310, 000	340, 100	421, 300
7 5	280, 500	311, 500	341, 700	422, 400
7 6	281, 500	313, 000	343, 200	423, 500
7 7	282, 300	314, 500	344, 900	424, 600
7 8	283, 300	316, 300	346, 500	425, 200
7 9	284, 300	317, 900	348, 000	425, 800
8 0	285, 200	319, 500	349, 600	426, 400
8 1	286, 100	321, 000	350, 800	427, 000
8 2	286, 900	322, 600	352, 300	
8 3	287, 700	324, 200	353, 800	
8 4	288, 500	325, 700	355, 200	
8 5	289, 000	326, 900	356, 800	
8 6	289, 800	328, 400	357, 800	
8 7	290, 500	329, 900	359, 300	
8 8	291, 200	331, 400	360, 600	
8 9	291, 900	332, 500	362, 000	
9 0	292, 400	334, 100	363, 400	

9 1	292,900	335,700	364,700	
9 2	293,400	337,200	366,100	
9 3	293,900	338,600	367,600	
9 4	294,300	340,200	368,800	
9 5	294,700	341,800	369,900	
9 6	295,100	343,300	371,100	
9 7	295,400	344,800	372,200	
9 8		346,200	373,100	
9 9		347,600	374,100	
1 0 0		349,000	375,100	
1 0 1		350,300	375,700	
1 0 2		351,700	376,500	
1 0 3		353,100	377,300	
1 0 4		354,500	378,100	
1 0 5		355,900	378,800	
1 0 6		357,100	379,500	
1 0 7		358,300	380,300	
1 0 8		359,500	381,000	
1 0 9		360,700	381,600	
1 1 0		362,100	382,200	
1 1 1		363,500	382,900	
1 1 2		364,800	383,500	
1 1 3		366,100	384,200	
1 1 4		367,300	384,700	
1 1 5		368,400	385,300	
1 1 6		369,500	385,800	
1 1 7		370,600	386,200	
1 1 8		371,500	386,800	
1 1 9		372,400	387,300	
1 2 0		373,200	387,600	
1 2 1		374,000	387,900	
1 2 2		374,800	388,400	

1 2 3		375, 600	388, 800	
1 2 4		376, 400	389, 100	
1 2 5		377, 100	389, 400	
1 2 6		377, 800	389, 900	
1 2 7		378, 500	390, 400	
1 2 8		379, 200	390, 800	
1 2 9		379, 900	391, 100	
1 3 0		380, 600	391, 500	
1 3 1		381, 300	392, 000	
1 3 2		381, 900	392, 400	
1 3 3		382, 500	392, 800	
1 3 4		383, 000	393, 400	
1 3 5		383, 500	394, 000	
1 3 6		384, 000	394, 600	
1 3 7		384, 500	395, 200	
1 3 8		385, 000	395, 800	
1 3 9		385, 400	396, 400	
1 4 0		385, 800	397, 000	
1 4 1		386, 300	397, 600	
1 4 2		386, 600	398, 200	
1 4 3		387, 000	398, 800	
1 4 4		387, 400	399, 400	
1 4 5		387, 700	400, 000	
1 4 6			400, 600	
1 4 7			401, 200	
1 4 8			401, 800	
再任用 職員	235, 100	272, 800	289, 100	326, 200

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護専門学校に勤務する看護専任教員で市長が定めるものに適用する。

## 別紙 3

## 行政職給料表昇格時号給対応表

(その1)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1
6	1	1	6	1	1	1
7	1	1	7	1	1	1
8	1	1	8	1	1	1
9	1	1	9	1	1	1
10	1	1	10	1	1	2
11	1	1	11	1	1	3
12	1	1	12	1	1	4
13	1	1	13	1	1	5
14	2	1	14	1	2	6
15	3	1	15	1	3	7
16	4	1	16	1	4	8
17	5	1	17	1	5	9
18	6	1	18	1	6	10
19	7	1	19	1	7	11
20	8	1	20	1	8	12
21	9	1	21	1	9	13
22	11	1	22	1	10	14
23	13	1	23	1	11	15
24	15	1	24	1	12	16
25	17	1	25	1	13	17
26	18	1	26	1	14	18
27	19	1	27	1	15	19
28	20	1	28	1	16	20
29	21	1	29	1	17	21
30	22	1	30	2	18	22
31	23	1	31	3	19	23

3 2	2 4	2	3 2	4	2 0	2 4
3 3	2 5	3	3 3	5	2 1	2 5
3 4	2 6	4	3 4	6	2 2	2 6
3 5	2 7	5	3 5	7	2 3	2 7
3 6	2 8	6	3 6	8	2 4	2 8
3 7	2 9	7	3 7	9	2 5	2 9
3 8	3 0	8	3 8	1 0	2 6	3 0
3 9	3 1	9	3 9	1 1	2 7	3 1
4 0	3 2	1 0	4 0	1 2	2 8	3 2
4 1	3 3	1 1	4 1	1 3	2 9	3 3
4 2	3 4	1 2	4 2	1 4	2 9	3 5
4 3	3 5	1 3	4 3	1 5	2 9	3 7
4 4	3 6	1 4	4 4	1 6	3 0	3 9
4 5	3 7	1 5	4 5	1 7	3 0	4 1
4 6	3 8	1 6	4 6	1 8	3 0	4 2
4 7	3 9	1 7	4 7	1 9	3 1	4 3
4 8	4 0	1 8	4 8	2 0	3 1	4 4
4 9	4 1	1 9	4 9	2 1	3 1	4 5
5 0	4 2	2 0	5 0	2 2	3 2	4 6
5 1	4 3	2 1	5 1	2 3	3 2	4 7
5 2	4 4	2 2	5 2	2 4	3 2	4 8
5 3	4 5	2 3	5 3	2 5	3 3	4 9
5 4	4 6	2 4	5 4	2 6	3 3	5 0
5 5	4 7	2 5	5 5	2 7	3 3	5 1
5 6	4 8	2 6	5 6	2 8	3 4	5 2
5 7	4 9	2 7	5 7	2 9	3 4	5 3
5 8	5 0	2 8	5 8	2 9	3 4	5 4
5 9	5 1	2 9	5 9	3 0	3 5	5 5
6 0	5 2	3 0	6 0	3 0	3 5	5 6
6 1	5 3	3 1	6 1	3 1	3 5	5 7
6 2	5 4	3 2	6 2	3 1	3 6	5 8
6 3	5 5	3 3	6 3	3 2	3 6	5 9
6 4	5 6	3 4	6 4	3 2	3 6	6 0
6 5	5 7	3 5	6 5	3 3	3 7	6 1
6 6		3 6	6 6	3 4	3 7	6 2
6 7		3 7	6 7	3 5	3 8	6 3
6 8		3 8	6 8	3 6	3 8	6 4



6 9		3 9	6 9	3 7	3 9	6 5
7 0		4 0	7 0	3 7	3 9	6 6
7 1		4 1	7 1	3 8	4 0	6 7
7 2		4 2	7 2	3 8	4 0	6 8
7 3		4 3	7 3	3 9	4 1	6 9
7 4		4 4	7 4	3 9	4 1	6 9
7 5		4 5	7 5	4 0	4 1	6 9
7 6		4 6	7 6	4 0	4 2	6 9
7 7		4 7	7 7	4 1	4 2	6 9
7 8		4 8	7 8	4 2	4 2	
7 9		4 9	7 9	4 3	4 3	
8 0		5 0	8 0	4 4	4 3	
8 1		5 1	8 1	4 5	4 3	
8 2		5 2	8 2	4 5	4 4	
8 3		5 3	8 3	4 6	4 4	
8 4		5 4	8 4	4 6	4 4	
8 5		5 5	8 5	4 7	4 5	
8 6		5 6	8 6	4 7	4 5	
8 7		5 7	8 7	4 8	4 5	
8 8		5 8	8 8	4 8	4 6	
8 9		5 9	8 9	4 9	4 6	
9 0		6 0	9 0	5 0	4 6	
9 1			9 1	5 1	4 7	
9 2			9 2	5 2	4 7	
9 3			9 3	5 3	4 7	
9 4			9 4	5 4	4 8	
9 5			9 5	5 5	4 8	
9 6			9 6	5 6	4 8	
9 7			9 7	5 7	4 9	
9 8			9 8	5 8		
9 9			9 9	5 9		
1 0 0			1 0 0	6 0		
1 0 1			1 0 1	6 1		
1 0 2			1 0 2	6 2		
1 0 3			1 0 3	6 3		
1 0 4			1 0 4	6 4		
1 0 5			1 0 5	6 5		

1 0 6			1 0 6	6 6		
1 0 7			1 0 7	6 7		
1 0 8			1 0 8	6 8		
1 0 9			1 0 9	6 9		
1 1 0			1 1 0	6 9		
1 1 1			1 1 1	7 0		
1 1 2			1 1 2	7 0		
1 1 3			1 1 3	7 1		
1 1 4			1 1 4	7 1		
1 1 5			1 1 5	7 2		
1 1 6			1 1 6	7 2		
1 1 7			1 1 7	7 3		
1 1 8			1 1 8	7 4		
1 1 9			1 1 9	7 5		
1 2 0			1 2 0	7 6		
1 2 1			1 2 1	7 7		
1 2 2			1 2 2	7 8		
1 2 3			1 2 3	7 9		
1 2 4			1 2 4	8 0		
1 2 5			1 2 5	8 1		

## 別紙 4

## 消防職給料表昇格時号給対応表

(その2)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	3	1	2
3	1	1	5	1	3
4	1	1	7	1	4
5	1	1	9	1	5
6	1	1	10	1	6
7	1	1	11	1	7
8	1	1	12	1	8
9	1	1	13	1	9
10	1	1	14	1	10
11	1	1	15	1	11
12	1	1	16	1	12
13	1	1	17	1	13
14	1	1	18	2	14
15	1	1	19	3	15
16	1	1	20	4	16
17	1	1	21	5	17
18	2	1	22	6	18
19	3	1	23	7	19
20	4	1	24	8	20
21	5	1	25	9	21
22	6	1	26	10	22
23	7	1	27	11	23
24	8	1	28	12	24
25	9	1	29	13	25
26	10	1	30	14	26
27	11	1	31	15	27
28	12	1	32	16	28
29	13	1	33	17	29
30	14	2	34	18	30
31	15	3	35	19	31

3 2	1 6	4	3 6	2 0	3 2
3 3	1 7	5	3 7	2 1	3 3
3 4	1 8	6	3 8	2 2	3 4
3 5	1 9	7	3 9	2 3	3 5
3 6	2 0	8	4 0	2 4	3 6
3 7	2 1	9	4 1	2 5	3 7
3 8	2 2	1 0	4 2	2 6	3 8
3 9	2 3	1 1	4 3	2 7	3 9
4 0	2 4	1 2	4 4	2 8	4 0
4 1	2 5	1 3	4 5	2 9	4 1
4 2	2 6	1 4	4 6	3 0	4 2
4 3	2 7	1 5	4 7	3 1	4 3
4 4	2 8	1 6	4 8	3 2	4 4
4 5	2 9	1 7	4 9	3 3	4 5
4 6	3 0	1 8	5 0	3 4	4 6
4 7	3 1	1 9	5 1	3 5	4 7
4 8	3 2	2 0	5 2	3 6	4 8
4 9	3 3	2 1	5 3	3 7	4 9
5 0	3 5	2 2	5 4	3 7	5 0
5 1	3 7	2 3	5 5	3 8	5 1
5 2	3 9	2 4	5 6	3 8	5 2
5 3	4 1	2 5	5 7	3 9	5 3
5 4	4 2	2 6	5 8	3 9	5 3
5 5	4 3	2 7	5 9	4 0	5 4
5 6	4 4	2 8	6 0	4 0	5 4
5 7	4 5	2 9	6 1	4 1	5 5
5 8	4 6	3 0	6 2	4 2	5 5
5 9	4 7	3 1	6 3	4 3	5 6
6 0	4 8	3 2	6 4	4 4	5 6
6 1	4 9	3 3	6 5	4 5	5 7
6 2	5 0	3 4	6 6	4 6	5 7
6 3	5 1	3 5	6 7	4 7	5 8
6 4	5 2	3 6	6 8	4 8	5 8
6 5	5 3	3 7	6 9	4 9	5 9
6 6	5 4	3 8	7 0	4 9	5 9
6 7	5 5	3 9	7 1	5 0	6 0
6 8	5 6	4 0	7 2	5 0	6 0

6 9	5 7	4 1	7 3	5 1	6 1
7 0	5 8	4 2	7 4	5 1	6 1
7 1	5 9	4 3	7 5	5 2	6 1
7 2	6 0	4 4	7 6	5 2	6 2
7 3	6 1	4 5	7 7	5 3	6 2
7 4	6 2	4 6	7 8	5 3	6 2
7 5	6 3	4 7	7 9	5 4	6 3
7 6	6 4	4 8	8 0	5 4	6 3
7 7	6 5	4 9	8 1	5 5	6 3
7 8	6 6	5 0	8 2	5 5	6 4
7 9	6 7	5 1	8 3	5 6	6 4
8 0	6 8	5 2	8 4	5 6	6 4
8 1	6 9	5 3	8 5	5 7	6 5
8 2	7 0	5 4	8 6	5 8	6 5
8 3	7 1	5 5	8 7	5 9	6 6
8 4	7 2	5 6	8 8	6 0	6 6
8 5	7 3	5 7	8 9	6 1	6 7
8 6	7 4	5 8	9 0	6 1	6 7
8 7	7 5	5 9	9 1	6 2	6 8
8 8	7 6	6 0	9 2	6 2	6 8
8 9	7 7	6 1	9 3	6 3	6 9
9 0	7 8	6 2	9 4	6 3	6 9
9 1	7 9	6 3	9 5	6 4	6 9
9 2	8 0	6 4	9 6	6 4	7 0
9 3	8 1	6 5	9 7	6 5	7 0
9 4	8 2	6 6	9 8	6 6	7 0
9 5	8 3	6 7	9 9	6 7	7 1
9 6	8 4	6 8	1 0 0	6 8	7 1
9 7	8 5	6 9	1 0 1	6 9	7 1
9 8	8 5	7 0	1 0 2	6 9	7 2
9 9	8 6	7 1	1 0 3	7 0	7 2
1 0 0	8 6	7 2	1 0 4	7 0	7 2
1 0 1	8 7	7 3	1 0 5	7 1	7 3
1 0 2	8 7	7 4	1 0 6	7 1	7 3
1 0 3	8 8	7 5	1 0 7	7 2	7 3
1 0 4	8 8	7 6	1 0 8	7 2	7 4
1 0 5	8 9	7 7	1 0 9	7 3	7 4

1 0 6	8 9	7 8	1 1 0	7 4	7 4
1 0 7	9 0	7 9	1 1 1	7 5	7 5
1 0 8	9 0	8 0	1 1 2	7 6	7 5
1 0 9	9 1	8 1	1 1 3	7 7	7 5
1 1 0	9 1	8 2	1 1 4	7 8	7 6
1 1 1	9 2	8 3	1 1 5	7 9	7 6
1 1 2	9 2	8 4	1 1 6	8 0	7 6
1 1 3	9 3	8 5	1 1 7	8 1	7 7
1 1 4	9 3	8 6	1 1 8	8 2	7 7
1 1 5	9 4	8 7	1 1 9	8 3	7 8
1 1 6	9 4	8 8	1 2 0	8 4	7 8
1 1 7	9 5	8 9	1 2 1	8 5	7 9
1 1 8		9 0	1 2 2	8 6	
1 1 9		9 1	1 2 3	8 7	
1 2 0		9 2	1 2 4	8 8	
1 2 1		9 3	1 2 5	8 9	
1 2 2			1 2 6	9 0	
1 2 3			1 2 7	9 1	
1 2 4			1 2 8	9 2	
1 2 5			1 2 9	9 3	
1 2 6			1 3 0	9 4	
1 2 7			1 3 1	9 5	
1 2 8			1 3 2	9 6	
1 2 9			1 3 3	9 7	
1 3 0			1 3 4	9 7	
1 3 1			1 3 5	9 8	
1 3 2			1 3 6	9 8	
1 3 3			1 3 7	9 9	
1 3 4			1 3 9	9 9	
1 3 5			1 4 1	1 0 0	
1 3 6			1 4 3	1 0 0	
1 3 7			1 4 5	1 0 1	
1 3 8			1 4 6	1 0 2	
1 3 9			1 4 7	1 0 3	
1 4 0			1 4 8	1 0 4	
1 4 1			1 4 9	1 0 5	
1 4 2			1 4 9	1 0 6	

1 4 3			1 4 9	1 0 7	
1 4 4			1 4 9	1 0 8	
1 4 5			1 4 9	1 0 9	
1 4 6			1 4 9	1 0 9	
1 4 7			1 4 9	1 1 0	
1 4 8			1 4 9	1 1 0	
1 4 9			1 4 9	1 1 1	

議案第159号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>



宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

(その1)

職務の級	
3級	<u>係長若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務</u>
4級	<u>副課長の職務又はこれに相当する職務</u>
5級	<u>課長の職務又はこれに相当する職務</u>

消防職給料表級別標準職務表

(その2)

職務の級	
3級	<u>消防司令の階級にあるもののうち係長の職務又は消防司令補の階級にあるもののうち高度の知識及び経験を必要とする主任の職務</u>
4級	<u>消防司令の階級にあるもののうち管制司令及び副課長の職務</u>
5級	<u>消防司令長の階級にあるものの職務</u>

医療職給料表 (一) 級別標準職務表

(その3) (略)

医療職給料表 (二) 級別標準職務表

(その4) (略)

(改正案)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

(その1)

職務の級	
3級	<u>主任の職務又はこれに相当する職務</u>
4級	<u>係長の職務又はこれに相当する職務</u>
5級	<u>課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務</u>

消防職給料表級別標準職務表

(その2)

職務の級	
3級	<u>消防司令補の階級にある者のうち高度の知識及び経験を必要とする主任の職務</u>
4級	<u>消防司令の階級にある者のうち係長の職務</u>

5級	消防司令長の階級にある者の職務又は消防司令の階級にある者のうち管制司令及び副課長の職務
----	---

医療職給料表（一）級別標準職務表

（その3）（略）

医療職給料表（二）級別標準職務表

（その4）（略）

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

(現行)

別表 (第2条関係)

種類	支給範囲	支給額
(12) 監督 指導手当	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	月額 15,000円
	相当数の作業員等を指揮監督する作業長	月額 10,000円
	数人の作業員等を指揮監督する班長	月額 4,000円
(13) 医師 特別調整 手当	医療職給料表(一)3級の職務にある職員で 36号給以上の号給に決定されたものうち 市長が別に定める職員(以下この表において 「部長級の職員」という。)	月額 220,000円
	医療職給料表(一)3級の職務にある職員 (部長級の職員を除く。)	月額 190,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で 28号給以上の号給に決定されたもの	月額 150,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で 27号給以下の号給に決定されたもの	月額 125,000円
	医療職給料表(一)1級の職務にある職員	月額 105,000円

(改正案)

別表 (第2条関係)

種類	支給範囲	支給額
(12) 医師 特別調整 手当	医療職給料表(一)3級の職務にある職員で 36号給以上の号給に決定されたものうち 市長が別に定める職員(以下この表において 「部長級の職員」という。)	月額 220,000円
	医療職給料表(一)3級の職務にある職員 (部長級の職員を除く。)	月額 190,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で 28号給以上の号給に決定されたもの	月額 150,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で 27号給以下の号給に決定されたもの	月額 125,000円
	医療職給料表(一)1級の職務にある職員	月額 105,000円

宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)新旧対照表(附則第8条による改正関係)  
(現行)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

級別	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
2級	<u>行政職6級以上、消防職6級及び医療職(一)3級の職務にあるもの並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
3級	<u>行政職5級又は4級、消防職5級又は4級、医療職(一)2級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職(二)4級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
	<u>行政職3級、消防職3級、医療職(一)2級のうち医長及び医療職(二)3級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,500円	13,000円	2,500円

(改正案)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

級別	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
2級	<u>行政職6級以上、消防職6級、医療職(一)3級及び医療職(二)5級以上の職務にあるもの並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
3級	<u>行政職5級、消防職5級、医療職(一)2級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職(二)6級又は5級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
	<u>行政職4級又は3級、消防職4級又は3級、医療職(一)2級のうち医長及び医療職(二)3級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,500円	13,000円	2,500円



議案第160号

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）12月10日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任及び免職）

第2条 条件付採用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- （1） 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- （2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- （3） 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- （4） 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（休職）

第3条 条件付採用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- （1） 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- （2） 刑事事件に関し起訴された場合

（分限の手續及び効果）

第4条 降任、免職及び休職の手續及び効果については、職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の規定の例による。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。